

衆議院大蔵委員會議録第二号

昭和六十二年二月二十五日(水曜日)

午後五時三十分開議

出席委員

委員長 池田 行彦君

理事 大島 理森君

理事 佐山 登生君

理事 中村正三郎君

理事 柴田 弘君

理事 甘利 明君

理事 石破 茂君

理事 江口 一雄君

理事 金子 一義君

理事 小泉純一郎君

理事 笹川 堯君

理事 月原 茂皓君

理事 鳩山由紀夫君

理事 村上誠一郎君

理事 沢田 広君

理事 早川 勝君

理事 武藤 山治君

理事 水谷 弘君

理事 山田 英介君

理事 工藤 晃君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

出席府政委員

大蔵政務次官 中西 啓介君

大蔵大臣官房総務審議官 足立 和基君

大蔵省主計局次長 角谷 正彦君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省理財局長 津田 弘君

大蔵省証券局長 北村 恭二君

大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君

委員外の出席者

大蔵省國際金融局長 内海 孚君

厚生省年金局長 水田 努君

中小企業庁計画部長 土居 征夫君

郵政省貯金局長 安岡 裕幸君

理課長 安岡 裕幸君

参事(日本銀行理事) 青木 昭君

大蔵委員会調査室長 矢島第一郎君

委員の異動

二月十九日

山田 英介君

正森 成二君

同日

坂口 力君

同日

不破 哲三君

同日

今枝 敬雄君

同日

藤波 孝生君

同日

山中 貞則君

同日

山本 幸雄君

同日

矢追 秀彦君

同日

甘利 明君

同日

白井日出男君

同日

北村 直人君

同日

古賀 誠君

補欠選任

坂口 力君

同日

不破 哲三君

同日

今枝 敬雄君

同日

藤波 孝生君

同日

山中 貞則君

同日

山本 幸雄君

同日

矢追 秀彦君

同日

甘利 明君

同日

白井日出男君

同日

北村 直人君

同日

古賀 誠君

同(田中恒利君紹介)(第一八三号)
同(五十嵐広三君紹介)(第二〇九号)
同(野口幸一君紹介)(第二一〇号)
同(松前仰君紹介)(第二一一号)
同(山花貞夫君紹介)(第二一二号)
大型間接税の導入反対に關する請願(上田哲君紹介)(第一八四号)
同(大出俊君紹介)(第一八五号)
同(岡田利春君紹介)(第一八六号)
同(川俣健二郎君紹介)(第一八七号)
同(中路雅弘君紹介)(第二一六号)
同(中路雅弘君紹介)(第二一五号)
大型間接税の導入・少額貯蓄非課税制度の廃止反対等に關する請願(児玉健次君紹介)(第二〇四号)
同(柴田睦夫君紹介)(第二〇五号)
同(辻第一君紹介)(第二〇六号)
同(不破哲三君紹介)(第二〇七号)
同(山原健二郎君紹介)(第二〇八号)
大型間接税の導入反対、税制改革等に關する請願(安藤巖君紹介)(第二一三号)
同(工藤晃君紹介)(第二一四号)
同(中路雅弘君紹介)(第二一五号)
大型間接税の導入・少額貯蓄非課税制度の廃止反対等に關する請願(橋崎弥之助君紹介)(第二一四号)
同(中沢健次君紹介)(第二一五号)
同(外一件)(中路雅弘君紹介)(第二一四号)
同(野口幸一君紹介)(第二一五号)
同(松本善明君紹介)(第二一六号)
同(山原健二郎君紹介)(第二一七号)
同(工藤晃君紹介)(第二一八号)
同(児玉健次君紹介)(第二一九号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第二二〇号)
同(藤田スミ君紹介)(第二二一六号)
同(村上弘君紹介)(第二二七号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二二八号)
売上税の導入・マル優の廃止反対等に關する請願(安藤巖君紹介)(第二二二二号)

同(井上泉君紹介)(第二二三号)
同(江田五月君紹介)(第二三四号)
同(小野信一君紹介)(第二三五号)
同(金子満広君紹介)(第二三六号)
同(川俣健二郎君紹介)(第二三七号)
同(経塚幸夫君紹介)(第二三八号)
同(工藤晃君紹介)(第二三九号)
同(左近正男君紹介)(第二四〇号)
同(坂上富男君紹介)(第二四一六号)
同(新村勝雄君紹介)(第二四二二号)
同(田口健二君紹介)(第二四三三号)
同(田中美智子君紹介)(第二四四四号)
同(中島武敏君紹介)(第二四五五号)
同(野口幸一君紹介)(第二四六六号)
同(野間友一君紹介)(第二四七七号)
同(不破哲三君紹介)(第二四八八号)
同(正森成二君紹介)(第二四九九号)
同(外一件)(山原健二郎君紹介)(第二五〇号)
同(吉原米治君紹介)(第二五一九号)
同(大原亨君紹介)(第二二一九号)
同(岡田利春君紹介)(第二二二〇号)
同(加藤万吉君紹介)(第二二二二号)
同(金子満広君紹介)(第二二二三号)
同(経塚幸夫君紹介)(第二二三四号)
同(佐藤敬治君紹介)(第二二四五号)
同(中路雅弘君紹介)(第二二五六号)
同(東中光雄君紹介)(第二二六六号)
同(不破哲三君紹介)(第二二七七号)
同(正森成二君紹介)(第二二八八号)
売上税導入反対に關する請願(塚本三郎君紹介)(第二二二二号)
大型間接税導入・マル優廃止反対等に關する請願(松本善明君紹介)(第二二二二号)
は本委員会に付託された。

閣下提出第三二二号
○池田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、資金運用部資金法の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を求めます。宮澤大蔵大臣。
資金運用部資金法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○宮澤國務大臣 ただいま議題となりました資金運用部資金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
資金運用部資金は、郵便貯金、厚生年金積立金その他の特別会計の積立金等の政府資金を統合管理し、いわゆる財政投融資の原資として国民経済に重要な役割を果たしております。
最近における内外の経済金融環境の変化に対応して、このような資金運用部資金の機能を円滑に發揮し、国民経済の要請に一層的確にこたえるためには、資金運用部預託利率について、市場金利の動向に対応し、弾力的に変更を行うとともに、資金運用部資金の運用対象を拡大する必要があると見ます。
このような趣旨から、資金運用部預託利率の法定制を改めるとともに、資金運用部資金の運用対象を外国債に拡大するため、本法律案を提出した次第であります。
以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
第一に、資金運用部預託金には、国債の金利その他の市場金利を考慮するとともに、郵便貯金、厚生年金等の預託者側の事情に配慮して、資金運用審議会の意見を聞いた上で、約定期間に応じ、政令で定める利率により利子を付することとしてお

ります。
第二に、資金運用部資金を外国政府、国際機関及び外国の特別の法人の発行する債券に運用できるものとし、その金額は、資金運用部資金の総額の十分の一を超えてはならないこととしております。
そのほか、資金運用審議会の権限、簡易生命保険及郵便年金特別会計の余裕金に付する利子の特例等について所要の規定を設けることとしております。
以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○池田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
○池田委員長 この際、参考人出頭要求に關する件についてお諮りいたします。
本案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事青木昭君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
○池田委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。
○堀委員長 この法律の審議に入ります前に、宮澤大蔵大臣は先般バリーで開かれましたG5、G7の会議に御出席になりましたので、この問題について最初にお尋ねをいたしたいと思います。
今回のバリーにおきますG5、G7につきましては、大臣を初め関係者の皆さん大変お骨折りをいただいていた結果をもちました、そういうふう

私は判断をいたしておりました、その限りにおきましては皆さんの御苦勞を多いたしたい、こう考へておる次第でございます。

ただ、この声明に就いて少しお尋ねをしたいのでありますが、私はこの前の十二月十二日の当大蔵委員会の一連の財政なり減税についての論議を、実は大蔵大臣とやらせていただいたわけであり、そこからひとつ入りまして、今後のお考えを少し明らかにしていただきたい、こう考へるわけでありまして。

この十二月十二日に、私は、ちょうど十一月二十日にクラブで記者会見をいたしましたときに配りました「減税、増税を一定期間を限って同額とし、併せて現在の財政上の矛盾と誤りを是正する提案」という文書を実は読み上げたわけでございます。それを読み上げまして大蔵大臣の御所見を伺ったわけでありまして、そこをちよつと私こども一回読み上げておきたいと思ひます。

これは既に記者会見に使った資料であります、そこで私が述べたおことと宮澤さんが総務会長のときにお述べになつておることとはベースとしてはほとんど共通しているのじゃないか、こんなふうに思ふのでありますが、宮澤大臣の御答弁をいただきたい。

○宮澤國務大臣 堀委員のこの十一月二十日の御所見というのは、私も既に拝見いたしておりました、一つの御卓見であるというふう存じております。そこで、私がことしの三月ごろに述べたことと思想的に共通しておるところがあると思はれましたが、まさにかなりの部分、私も基本的に理解できる部分、要素が相当にございます。

時間がありませんのでちよつと中略をいたしまして、例えば、この御提言の中で、減税をまず先にやつて、二年でございましょうか、三年でございましょうか、その何年間のギャップは短期国債でつないでおけばいいだろうとおっしゃい

ますのは、財政家としての一つの識見だと思ひますけれども、それは金繰りと申すよりは、その間国債を出すということでございますから、その利払いの当然のことなからいたさなければならぬといふような問題に逢着いたします。したがつて、ただいまのような財政状況では、何とか増減税とんとんといふことではいかざるを得ないのではないかと。結局、この問題は一つのところへ戻りますので、今のような経済財政状況の中で、多少の国債はふやしても減税あるいは事業を行うべきか、あるいは、やはりそこは一般歳出ゼロという、いわゆる今のシーリングと申しますか、そういう基準のもとで財政を行わなければならぬかという、二律背反いたします二つの要素をどの程度に調和していくかという判断の分かれ目ではないかと私は考へております。

○堀委員 実は日本経済新聞が、十二月十日の朝刊でこのように伝えているのであります。

「日本の税制改革に失望 NYタイムズ社説」
「ニューヨーク九日共同」九日付の米紙ニューヨーク・タイムズは社説で、日本の税制改革が日米貿易摩擦解消に全く役立たないことに強い失望を表明、「中曽根首相が減税を避ける決定をするようではもはや貿易不均衡は」どうにもならない」と酷評した。「日本は税制を改革するが貿易問題を改革しない」と題する同紙社説は、自民党税制調査会が決めた税制改革案について、税制改革であっても減税でないため、消費者の購買力を増加することにならないと指摘、日本の内需拡大にも、輸出依存体質の改善にもつながらないだろう、と述べた。

そしてこうした税制改革案が浮上した背景には「中曽根首相が、日米貿易不均衡で非難されるべきは米政府が財政赤字減らしに失敗したことである、と信じ込んでおることを反映している」と決めつけた。

さらに社説は「もし米国があつてもベルト

をきつくすれば、日本経済はひどい景気後退に見舞われるだろう」と警告、「両国はますます貧しく、しかも怒りっぽくなつていくだろう」と極めて悲観的な見方を示した。こういうふうには私は申し上げておるのであります。

そこで、この今の声明でございますけれども、四番目のところで、「大臣及び総裁は、これらの望ましい方向への進展はあるものの、いくつもの国の大幅な貿易収支及び経常収支の不均衡が深刻な経済的・政治的危険をもたらしていると考へる。また、大幅かつ持続不可能な貿易不均衡の縮小が優先順位の高い課題であり、そのような縮小をもたらす上で世界経済がより均衡のとれた形で成長を遂げることが中心であるべきことに合意した。」というふうには実は合意をされたことが報告されておるわけでございます。

そこで、あとつと申し上げますが、要するに今度の合意というのは、「日本国政府は、内需の拡大を図り、それにより対外黒字の縮小に寄与するような財政金融政策を続ける。」こう書いてあるのです。『続ける』と。続けるということとは、もう今までもやってきていますよということのようですが、私は、それは認めておるのですが、『続ける』と書いてある。「今国会に提出した税制全般にわたる抜本的見直しは、日本経済の活力の維持・増進に資するものである。一九八七年度予算の速やかな実施を確保するため、その成立に全力を傾注する。内需振興を図るため、総合的な経済対策が、経済情勢に依り、予算成立後準備されることとなる。日本銀行は、二月二十三日から公定歩合を〇・五％引き下げることを発表した。」

こういうふうにおっしゃつておるわけでありまして、要するに、内需の拡大を図るということをやつて、G5で日本側が約束をしたことになつておるんじゃないだろうか、この文面を拝見するところでは。

そういういたしますと、二律背反とこの前十二月十二日におつしたこの問題の中のどつち側を内

需拡大として選択なさるか、この点についての

大蔵大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 昨年の十二月に堀委員からこの同じ問題について御指摘がございました、堀委員のお持ちになつておられます問題意識は私にもよく、間違ひなく御質問を通じて伝わつております、そのとき申し上げましたように、そういう国の内外から我が国に寄せられておる期待というものが片つ方であり、他方で財政再建という問題があつて、この後者の問題も、将来のことを考へますと、財政の弾力性を何とか早く回復しておかなければならないということは何人も否定しませんが、そこをどう考へますので、その辺のバランスをどうするかということが問題であるということをお申し上げたわけでございます。それはよく記憶をいたしております。

そこで、このたびの二月二十二日の声明でございますが、これは昨年の九月の末にワシントンでございましたG7等々とは実は同じ考え方の延長に立つておるものでございます。冒頭にお読みになりました第四項にございまして、まあまあ東京サミット以来お互いに一生懸命やってきましたがまだだとも十分ではない、こういうことが黒字国、赤字国のおのづから言われておるわけでございます。したがって、この「日本国政府は」とおっしゃいました、ただいま「続ける」というのは、今までやってこなかったという意味ではございません。今までやってきたのであるけれども、なお全体的に、お互いそうであるが、まだまだ十分ではないではないかというのがG7全体の物の見方である、この点は申すまでもないことでございますけれども、他の国に対してはたから見ておられますと、もう少しいろいろなことがやれそうなのだと、黒字国、赤字国のおのづから言ふ感じがございまして、我が国のやつておることは、もつとやれないかというふういうううに外から見られるということも十分あることと考へておることも十分あり得ることと考へておるが、そ

ういう雰囲気の中で、我々としては一生懸命やってきましたつもりであるけれども、これからもお続けてそういう努力をいたしたいということをここで申しております。

ただ、この「日本国政府は」云々といういわば政策意図を表明いたします我々の立場といたしましては、ちょうど国会で予算を御審議いただいておりますにその段階でございますので、それを超えまして、あるいはそれを前提といたしましてその後どうしようというのを対外的に申すことは慎重でなければならぬ、不謹慎のそりがあつてはならないという気持ちもございましてこういうような表現にいたしておる、そういうようないきさつでございます。

○堀委員 私は、今大体百五十円から百六十円の間を為替が動いておりますけれども、今度の皆さんのお骨折りで当分の状態が続くのだらうということ、何といひますか、これ以上円高が進行することはないだらうというふうに考へておるわけでありまして、どうもこの文章を見てみまして、日本の場合は今おっしゃるようには予算委員会の問題がございまして、よくわかりませんけれども、ドイツ連邦を見てみますと、「ドイツ連邦共和国政府は、経済における公共支出の割合を一層減少させる政策を遂行し、民間部門の活動と投資に対するインセンティブの強化を目的とした包括的税制改革により、個人及び法人の税負担を軽減する政策を遂行する。これに加えて政府は、一九八八年実施が既に立法化されている減税の規模を拡大することを提案する。」というふうに極めて具体的に実は西ドイツは述べておりますし、フランスも、「一九八六年から一九八八年にかけて、中央政府財政赤字を対GNP比一%削減し、かつ、同期間に法人及び個人について十分な税率引下げを行つて同規模（対GNP比一%）の減税プログラムを実施する。一九八七年には、（六十億ないし七十億ドルと見込まれる資産売却を伴う）民営化プログラムを遂行し、フランス経済、特に労働及び金融市場の自由化を強化する。」フラン

スも西ドイツもこの声明の中では極めて具体的なことが述べられておるわけでありましてね。

私は今、この国際問題をやっております中で非常に心配をいたしますのは、アメリカも欧州もそうでありまして、大体が契約社会でございまして、この契約社会の慣行としては、約束をしたらそれは必ず実行するということが前提になつて物事が動いてゐる、私はこう思うのでありますが、我が国というのはそういう契約社会からやつてきておるわけではございませぬから、その限りではどうも約束が少し安易に流れる感じがするというのが私がこれまで見ておる中で感じておることでありまして、ですから、アメリカなり欧州の側から、日本は約束はするけれどもどうも一向に実行しないというのが常にはね返つておるということを実は非常に心配するわけでありまして。

私どもはこれまで大きな国の後ろをついてきてゐる、これはいいのでありますけれども、私どもが経済的には今世界の中で最も資金の上では余裕のある国だといふふうにはアメリカから欧州から見られてゐるわけでありまして、資金があつてやればやれることをどうもやらないのではないかと、いふのが実は先ほど説き上げたニューヨーク・タイムズの論議でもありますし、欧州の皆さんの考え方でもございまして、ですから、今度のG5をより成果あらしめるためには、内需拡大ということをお約束になった以上、今度はこれを実行していただかないとこのG5というものの成果が生きてこないのじゃないか、こういうふうに考えますので、その点、大蔵大臣は、今の私の申し上げましたような考え方の上に立つて、内需拡大について今度は具体的に実行する、こういうふうなお考えかどうか。それはさっきの二律背反の方の多少財政の問題が、私は余り財政の問題に負担をかける気はなく、要するに短期国債でやる。確かにそれは金利を払いますから国債ではありますけれども、そのわずかの金利の問題と、今の日本の経済がだんだんと今下降しておりますところの問題に対応する問題とは、もう次元が違うぐらい大

きな差があるのじゃないかという感じでこれまで問題も提起してきたのであります。その点についての大蔵大臣のお考えをひとつ承りたいと思ふのであります。

○宮澤国務大臣 このたびの声明の中における政策意図、我が国の述べておりますところが余り定数的でない、やや定性的である、具体的でないという御指摘がございましたけれども、これは多少経緯がございまして、御記憶のとおり、我が国は、米國とでございますが、昨年十月三十一日に共同声明を出しております。その中におきまして、三兆六千億円の総合経済対策の実施、それからやがて国会に御提案を予定しておりました税制の総合的な改正及びあの当時の日本銀行の公定歩合の引き下げ、この十月三十一日の共同声明でかなりその点を具体的に述べておりまして、このたびの二月のポリシーステートメントは、その後を受けるという形になっておりますこともありまして、比較的定性的になっておるといふ経緯はお認めをいただきたいと思ふわけでござい

す。しかし、お尋ねは、やはりこれからのこのような状況の中で我が國に期待されているものがある、それは今までのことでは十分ではないかという御発言は、恐らく堀委員がG7に御出席でいらつしやいましたらまさにそういう声がたふさんあつたということを感じになります。いろいろな種類の御発言でございます。私がそれに対して申しましたことは、おっしゃることはよくわかつております、おりますが、日本政府としては、今、国会に御提案申し上げておる予算案、それから税制改正、これをもつてこの際としてはベストの努力をしたつもりであります、皆さんがまだまだとおっしゃることはよくわかりませんが、ともかくこの予算案を早く成立をさせていただいて早く執行をいたしたい、税制についても同様でございますが、そうしてその上に立ちましてもいいろんなことをやはり考へていかなければならないというところは私としてもよくわかつておりますとい

うことをG7でも申し上げたのでございますけれども、ただいまのお尋ねに對しましてもさように申し上げます。

○堀委員 今日日本の政治の問題で、この十二月十二日にもお話をしておりますけれども、今日日本の政治といひますか行政を含めた政治という問題の中で、官僚の皆さんの考へておることと政治家の考へておることの間にかなり開きが出てきてゐる、私はそういう認識なんでござい

ます。それはどうしてかという、先ほど申し上げたように、宮澤総務会長のときに御発言になったことと私が申していることはほとんど同じなものでございまして。政治家としての宮澤総務会長がお考えになったことと私が政治家として考へておることとはかなり前からずっと同じな形になってゐるのですが、それがどうしてこうなつたかと言へば、官僚主導によつて、例えば今の減税の問題を先行しよう、こういう問題は、多くの識者もそういう考へでいながら、官僚の諸君は手がないというのかどういふのかわかりませぬけれども、同年同額で増減税をやる。同年同額で増減税をやるというところは減税効果が生きてこないということですから、これは宮澤さんが総務会長のときにおっしゃつてゐることも私が言つてゐることも全く同じことになつてゐるのです。その政治家の考へが現実の政治に反映できなくて、行政官がとかく安全運転のために考へておることだけが行政の前面に出てきてゐるというのが今の日本の政治ではないでしょうか。

私は今新聞を見ておりますと、自民党内部でもっともそういう自民党主導でやる必要があるのではないかと、いふ声が高くなつてゐます。政治家は政治家としての判断がある。行政官といふのは、一定の幅の中で、そして余り長期で責任が持てない立場でありますから、何回も言ひますけれども、せいぜい二年か三年が政策決定の時期なんでありまして、私はこれで国会にもう二十七年置いていただいているわけでありまして、私どもは長期の展望に立つて、広い、世界的な視野

の中で、この日本という国をどうしたらいいの
か、それだけをただ考えて問題を提起しておる。
そこは与野党を超えて私は今のこの問題について
は同じ考え方ではないのか。それが象徴的に官澤
さんの総務会長のときのお考えと私がかねてから
言ってきたる考えはこう一致しておる。

ですから、ここで非常に重要なのは、官僚の皆
さんの指導ではなくて、要するに政治家主導の内
需拡大という問題をやらぬ限り、国際的に日本
は非常に困難な立場に追い込まれるのではないだ
ろうかということを私は大変心配をいたしておる
わけでございます。どうか、そういう意味で、今
微妙な時期でありますから私もこれ以上多くは申
しませんけれども、政治家としての官澤大蔵大臣
の決断、同時に自由民主党もひとつどうか皆さん
で、党の方針を決めて、ひとつ政府がこれをやり
なさい、こうきちつとやってみようというよう
う政治を日本に打ち立てることが今の日本の困難
な状況を解決する最大の課題だと思いますが、大
臣、いかがでございますか。

○官澤大蔵大臣 戦後の我が国をここまで持っ
てきましたことにつきまして、これは国民一致の努
力の結果ではございますが、しかし、官僚の諸君
がよく公務員として大筋を誤らないで仕事をし
てきたというその功績は私は決して軽く考えては
いけないと思っております。

ただ、いかにも今日の我が国はこの間までの我
が国とは違った大きな責任を内外に対して負うこ
とになりまして、とかくこういふときには今まで
の経験的な過去を踏んまえた考え方でありま
す。新しい事態に急速に対応できないということ
はありがちなことでございますから、私も堀委員
と同じような、政治をやらせていただく立場に立
ちまして、官僚諸君の知識、経験等々手助けを受
けながら、間違いない我が国の内外に対する責務
を遂行してまいりたいと考えております。

○堀委員 そこで、ちょっと経済的な問題につ
いて論議をいたしてみたいのでありますけれども、
足立総務審議官、アメリカの一九八七年経済とい

うのを大蔵省は大体どんなふうに見ているか、お
答えをいただきたいのです。

○足立政府委員 アメリカの八七年の経済でござ
いますけれども、個人消費を中心としたしました
国内需要が八六年ほどには期待することはできな
いのではないかと。これは消費の状況を見ますと、
かなり貯蓄率も下がってございます。しかし
ながら、引き続き物価も安定するというぐあいに
思っておりますし、金利低下の効果というものはこ
れからアメリカ経済においても出てくるものではな
いか。さらに、貿易収支の改善という観点で外需
がかなりプラスの方に寄与してくるのではない
か。こう見てございますので、アメリカ政府とい
たしましては八七年の成長率を三・一％と見込ん
でございますが、緩やかな拡大ペースというものを
引き続き維持していくものと私も考えてお
ります。

○堀委員 この為替の問題というのはどちらにし
てもファンダメンタルズに影響されることであり
ますから、私もアメリカ経済がどういふよう
にこれから推移をするかということとは非常に重要
なファクターだと見ているわけでございます。い
ろいろな見方があるわけでありまして、アメリカ
では今一番多いエコノミストは二・五％ぐらいの
成長ではないかということをやっていますし、こ
の間ヘッドのボルカーさんは二・五から三の間に
なるだろうということも議会で証言をされておる
ようであります。また、日本の野村総研あたりは
かなりペシミスティックに見えておりまして、二％を
割るのではないかという見方があります。これは
おのおのの国の状態ですからこれらどうなるか
わかりませんが、私は、アメリカ経済がで
きるだけいい調子で推移してくるものが今度の
為替の問題についても非常に関係がある、こう見
ているわけでありまして、ただ、見ておきますと、
アメリカでは今M₁もM₂もかなりふえておるわけ
でありますし、三十年国債の金利もややよつと高
どまりといえますか下がる見通しが今のところな
いというふうな面もありまして、どうもアメリカ

経済、今のところはまだ必ずしもこうなるなとい
うふうに私自身も確信を持っておるわけではない
のでありますけれども、大蔵大臣、今の審議官の
答弁を踏まえて、大臣は大体どんなふうにお考え
でしょうか。

○官澤大蔵大臣 せんだけれどもバリでそんな雑談
もいたしたわけでありまして、まあまあ足
立審議官が今申し上げましたようなあたりが中庸
的な見方ではないかと思っております。

○堀委員 欧州が昨年かなり調子がよかったので
すが、ここへ来て少しスローダウンしているよう
であります。きょうの夕刊を見ますと、なるほど
と思いましたが、「西独、九〇年に二百五十億
マルク減税 連立三党合意 一部を来年度実施」、
これが一つ出ておりまして、「米財政赤字、一月
大幅減」、大変結構なことなでありますけれど
も、どうも周辺はかなり決意を新たにしているな
問題に取り組んでいるなというのが率直な感じ
でございます。

今日日本が特に為替の問題で影響を受けていま
すのは、何しろ日本の貿易というものはほとんどがド
ル建てで、円というものがもう一つ有効な処理が
されてない。ところがマルクの場合には、かな
りのものがマルク建てで、おまけに域内でもある
ということでありまして、ドルがどう動きまし
ても受ける影響というのは日本とはかなり違う、
こう見ているわけですね。ですから、そういうこ
とになると、短期的な問題はいろいろございま
し、やがや中長期的に見ると、どうしても円の
国際化をあらゆる角度から進めるようにしない限
りこの問題というのは長く尾を引く問題になるの
ではないか、こういう気がするのであります。

○官澤大蔵大臣 たいだいの問題は、殊にここに
参りまして我が国の輸出が対米の比重がまた大き
くなっております。かつてはお互いに何となく
三割、それがもう少し減ったなんというところも
ございましたが、もう四割に近くなつて、あるいは
四割というところがいい数字かと思えますけれど

も、これはいかにも大きくなつておりまして、こ
れが今言われました我が国の経済がいわばドルに
対するディペンデンスが非常に大きいというこ
と、西ドイツが域内であることもありまして、そ
の点の両者の違いがあるということは言われると
おりだと思えます。

しかもその上に、輸入はほとんど円建てとい
うのが二けたに達しない、何％ということござい
ますからよけいにそういう要素がございまして、
これは何とかだんだんに円というものの役割を大
きくしてまいりたい。この点は堀委員もよく御記
憶いただいておりますが、円というものを
国際的にどのくらい機能させるか、これはある意
味ではそれだけの責任を負うということでも
ございまして、戦後それについてはかなりいろ
いろ迷ひもございましたし、いろいろな意見があ
ったと思えますけれども、ここへ参りますと、円
というものをできるだけ自由にしてみんなにも使
ってもらふ、そして役割が自然に大きくなれば決
してそれを阻害するようなことはしないというこ
とが大事ではないかと思えます。

○堀委員 欧米ではこの前の前川リポートを大変
重視しているわけでありまして、一体その前川リ
ポートというのは、ただ言っただけか、実際に実
行するか、こうなつていっているわけでありま
すけれども、この前川リポートの中にも円の国際化とい
うのははっきり取り上げられていっているわけござ
いますし、私もそういう意味ではできるだけ前川リ
ポートが実践できるような努力をこれから続け
てまいりたいと思ひますが、どうかひとつ大臣及
び大蔵省の皆さん、我々約束したことは必ず守
るようにしたい。

私がかつて軍隊に参りましたときに、昔の甲子
園ホテルを川西航空機が管理をいたしておりま
したが、私は大阪警備府付軍医下士官をしており
まして、呉の海軍病院からこれを接収して大阪の海
軍病院にしろという命を受けて川西航空機の関係
者と折衝いたしました。私が少なくとも七月中旬に
これを明け渡してくれということ七月上旬に話

しましたら、相手の人は、いやこれを明け渡すのはどうしても八月十日までかかります、御勘弁くださいというのでございました。いろいろ努力しましたが八月十日と言うので、やむを得ませんでした。ところが、七月二十五日になりましたら、八月一日に明け渡しをいたしますと向かうの代表者が連絡をいたしました。そして彼が私に言うのはこういうことです。堀さん、日本で時計を修繕に出したら——今ごろは時計を修繕に出すようなことはありませんが、あの戦争のころは、時計は一年に一遍くらい分解掃除をするのが習慣でありましたから。時計を時計屋に出して、日本で何日にできますと言われてその日にもらいに行つてきていたためしがありますか、大抵二、三日とか三、四日は必ずおくれるのです、アメリカではそういうことはありません、私は長くアメリカに住んでおりましたけれども、アメリカでそういうことをやることは、例えば八月一日にできるとしても何かのことでおくれたときには相手に迷惑をかける、そこで私は八月十日と言つて一生懸命頑張って堀さんもやむを得ないと承知していただきました、しかし軍の要請にこたえてできるだけ早くしたいと一生懸命やつて八月一日に明け渡すことができた、どうかひとつ私たちは安易に約束して守らないという日本の民族的な問題というのを改めていただきたいと思ひますというのが川西航空機のそのホテルを所管していた責任者の話でありました。

私はまだそのとき外国に行ったこともありませんから、なるほど、それは大変いいことだ。というの、私も海軍におりましたからですけれども、海軍というのは時間を守ること大変厳しいわけでありまして、整列五分前というので、決められた時間の五分前には必ず整列をして処理をする。ですから時間を守るといふ点では船乗りでありますから非常にあれですが、約束を守るということの重みということをそのとき私は感じました。

どうかひとつ政府及び官僚の皆さんも、我々がペーパーに出してよそに約束をした、このことを少なくとも確実に実行するようにお願いをして、この問題に関する質問を終わつて、法案の審議の方に入りたいと思ひます。

厚生省、年度の運用部の改定の問題は、昨年の五月七日の当大蔵委員会、私は、だんだんと金利が低下をしていく過程の中ではどうしても資金運用部の金利を法定しておることは対応ができません、御承知のようなデレギュレーションをいろいろな方面にわたつて進めておるわけでありまして、窪田理財局長に、これはもう当然法定を外すべき時期だ、こう言つて提案をして、ついにこゝへ来て法定が政令で処理ができるようになりまして、現在の経済情勢の中では当然なことだと思ふのであります。長期プライムはもう既に五・五％になるようでありまして、そうしますと六・〇五と比べれば〇・五五％の乖離が生じるということでございますから、私は今度のこの法定から政令に移行したことは大変時宜に適したことだと思ふのです。

ただ、この前のときには実は議論はしてございまして、郵便貯金の方は、これは要するに貯金金利も下がりますから、大体運動しますから、この方は法定でなくても問題がないのでありますけれども、厚生年金の原資の問題というのは、これは下がれば下がるほど実は年金加入者にとつてマイナスになるというのが現状であります。そこで、もう時間があるから、厚生省としてこの運用の問題をどういうふうにしてほしいという考え方があれば述べたいと思ひます。

〇水田政府委員 お答え申し上げます。
厚生年金の受給者は六十年三百万人だったものが三十年後には四倍の千二百万人に急激にふえてまいりますので、後代の人の負担の軽減を図るためには年金の積立金を高利に運用して後代の人の負担の軽減を図ることが年金制度の運営の上でどうしても必要になってまいらるわけでございます、私もかねがね他の共済組合と同様、

自主高利運用をやるように、こういう要望をいたしておたわけですが、今回私も、一兆円と額は少のうございまして、六十二年度予算編成の際に自主運用の道を開くことができたので、今後この道を充実させながら年金積立金が担うべき後代の人の保険料負担軽減という役割が十分果たせるようにやつてまいりたい、このように考えております。

〇堀委員 これは厚生省は水田年金局長ですね。大蔵委員会だから遠慮して物を言う必要はないのですよ。これは私がお尋ねしているのですから。これは初めて一兆円できたから、私はそれは大変いいと思うのです。しかし、私は、この前、ともかくも適切な運用をできるようにすべきだとボールを投じているわけですね。だからあなた方が今こうしてほしいということをごひとつ率直に言つて下さい。遠慮要りません。

〇水田政府委員 決して遠慮してやべたつもりはございませんが、やはり年金の積立金は三つの機能を持っておる。一つは高利に運用していく、それから過去の経過がございまして、財政に協力していく、それから四十年にわたる一方的な保険料の拠出を求めている拠出者に対する福祉還元、この三つをバランスをとりながら積立金の運営をしていくことが最も肝要だと思つております。したがって、私どもは、他の共済組合と同様、積立総額の三分の一を自主高利運用に持つていくという目標で今後努力してまいりたい、このように考えております。

〇堀委員 今のがどうも本音のようです。最初の話はちよつと遠慮した話でしたから。遠慮していいと言ひけれども、やはり遠慮していいのです。
私は、理財局長、五十六年二月に、もう財投というものの抜本的見直しをやりましよう、こう言つてゐるわけですね。要するに、財投というものがあつて意味ではやはり公的資格を持つておるところがそういう安易な条件に、悪い言い方かもしれませんが、あぐらをかいてゐるという感じがしてな

りません。民間は今般しい競争条件の中にあるときに、財投をどんどん絞込むことこそ日本の経済を活性化させるために大きく役立つことではないのか、こう私は考えてゐるわけですね。そういう立場から見れば、今国民が一番関心を持つてゐるのは税金より実は年金なのですよ。将来自分の年金はどうなるだろうか。

私は六十年度の予算委員会での税の問題を取り上げたときに、最初に国鉄共済年金の問題を取り上げたわけですね。そして、国鉄共済年金というのは六十五年から一億幾ら金が必要ののですかと聞きまして、当時の総裁が、年間三千億の資金をいたしたい、それは二十八万人体制です、こう言つてゐるわけですね。二十八万人体制で三千億要するの、今度二十万人体制で三千億要するの、千億か四千五百億か要するの、少なくとも四言うならば、国鉄共済年金というものは六十五年以降は運営できるのかどうかかわらない非常に危険な状態です。これは単に国鉄共済年金だけではありせん。その他の共済年金もやがて時間が来ればそれに近い状態が起つてくることは避けられないのであります、年金の問題というのは非常に重要な問題だと思ふのです。

そうすると、今、年金局長が言いましたように、共済年金で三分の一が運用できているのなら当然厚生年金も、同じ働く人たちの年金でありますから、三分の一に速やかに。まあ一遍にはいかないでしよう。大蔵省も、とにかく郵便貯金の非課税を取つ払うために郵政の自主運用をこれまでとは認めた認めなかつたのを認めた権衡上、厚生年金も一兆円、こうなつたのでしようが、理財局長、これは金の話ではないのです。要するに、財投という仕組みをずつと絞り込んでいく過程を通じてそういうものの自主運用がより高利にできるようにするメカニズム、それが日本経済の活性化にもつながるし、あわせて年金の受給者にとつても少し安心ができる方向になるのじゃないか、こう私は思ふのですが、まず最初に理財局

長の答弁を求めて、大蔵大臣の御答弁をいただきたい私の質問を終わりたいと思います。

○窪田政府委員 昨年五月七日の大蔵委員会、新しい時代に入っているのであるから財投も古いしがらみにいつまでもとらわれていないで新しい改革の第一歩を始めたらどうか、具体的には預金金利の法定制廃止とそれに関連して自主運用という二点を御指摘になりました。

今回の制度改正はその問題提起におこたえたものと私も考えておりますが、今まで私どもがなかなか踏み切れなかったゆえんのは、やはりこの財投資金というものが日本経済の再建と発展に非常に大きな役割を果たしてきた、やはり国のもとに集まったお金はまとめて効率的に運用したいということで統合理の原則をとにかく守っていきなさいということとございました。ただ、御指摘のように、だんだん時代が変化いたしましたので、その運用面でもいろいろな新しい考え方をいれる必要はあると思います。しかし、どうしても超えられない限界は、やはり国の特別会計で行っている事業である以上、その国のもとに集まってきたお金というものは、資源配分上重要なものでございますから、これは大事に使うと申しますか、全体を通して効率的に使っていかねばならない。しかし、片や、おっしゃるような年金の重要性というものは私は十分心得ているつもりでございます。その調和を図るために、やはり一たん全体を資金運用部にお預けをいただいで、その中から財投に向けるものとそれから年金の有利運用に振り向けるものと、これを毎年毎年見直していこうというふうなシステムをとらせていただいたわけでございます。

私は堀先生とちよっと違いますが、どんどん縮小していった方がいいというふうにも必ずしも考えないで、まだまだ公的資金のやる分野は大きいと思いますが、この年金の要請とそれから財投で使うべき問題と、毎年よく慎重に検討してまいりたい。頭から何分の一というふうな率を決める段階ではないのじゃないかなというふうに感じております。

○宮澤国務大臣 今回こういう法改正をお願いすることになりました問題につきましては、以前から堀委員が問題を御指摘いただいていたことを私もよく存じておりました。そのような御指摘に従いながら今度改正をお願いするわけでございすが、今局長が申し上げましたが、確かに統合理というものはそのとおりだと思いますが、そういう建前をきちんと立てながら、何かしかし年金の方にはおっしゃる通りに御事情がある、これはそのとおりだと思いますので、両方で建前は立てながら、お互いに考え方があろうというところで、今度各省の間でかなりいろいろお互いによく話し合いもし、話し合いもいたしたと思います。こういう結果になったわけでございますが、今後ともそういう精神で進めてまいりたいと思っております。

○堀委員 世の中は変わりますから固定的な物を考える必要はないと思っております。最初に申し上げたように、皆さん手がたくやうにいらっしゃるのでも結構なのですが、ひとつ大臣、やはりこれは政治の問題として、ただ統合理、手がたくということだけがすべてではないというふうに私は考えておりますので、何といつてもやはりデレギュレーションで、財投を小さくするという表現はよくないかもしませんが、できるだけ競争条件の中で問題が処理される方向に持っていきたい限り問題の解決にならない。やはり現在は市場経済でございますので、そういう方向で公的部分を減らすことは今日の課題として極めて重要だと私は思っておりますので、どうか、今のお二人の御答弁の方向で結構でございますので、その方向に著実に進めていただくように要望いたします、私の質問を終わります。

○池田委員長 早川勝君。
○早川委員 今、堀先生の質問を拝聴させていただきました。大蔵大臣の所見も伺わせていただきましたけれども、法案審議に入る前に、一点だけ大臣にお伺いしたいと思っております。

いわゆる今回のG5、G7の中で、これからの世界経済の観点に立つても協調が大変必要だということも明らかにしたわけですが、問題は、協調の必要と同時に、それぞれの国が具体的にそれを実行するかどうかというのがより重要な観点じゃないかと思っております。

そこで、日本の場合には内需拡大に極力努めるということをお約束されました。先ほど堀先生は、その内需拡大のためには減税がどうしても必要なんだという観点で御意見、質疑されたわけですが、私も、私は、それに関連して本場の一つだけですけれども、税制改正の面でいわゆる内需拡大をするということが一つと、もう一つは、貿易の収支の問題に言及すれば、輸入を拡大するための施策を講じなくちゃいけない、こう二つあると思うのです。この二つの側面から考えますと、今政府が出されている税制改正の方向の中で、どうも売上税というのは内需拡大の方向にも逆行する。それから、輸出の方については免税でいいので、それから、逆に輸入品については五割の売上税がかかる。輸出品は従来どおりの価格で外国へ出ていく、輸入品だけは国内消費に当たっては五割上乗せされる、こういう二つの側面がありまして、そうすると内需拡大という方向への約束に反するのじゃないかと思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 売上税だけをとりまして、これがそれだけでいわゆる内需、国民消費にプラスになるかマイナスになるかというお尋ねでございますが、これは大いに内需を振興するということはお答え申し上げます。それとおりであると思っております。ただ、政府が御提案申し上げておりますのは、くどくどは申し上げませんが、このような財政事情のもとにおいて、個人所得税、法人税を大幅減税することが企業意欲、勤労意欲を助けますし、また、個人所得税の場合には可処分所得を非常に大きくするという要素もございまして、総合的には内需振興、経済成長にプラスに働くというふうに私は私どもは判断をいたしておるわけでござ

います。
なお、このたびの売上税、計数的には実は国民の消費者物価水準に与える影響極めて軽微であるということとは、先般もいろいろ統計から申し上げたとおりでございます。

○早川委員 つまり、内需拡大に向かって日本は率先してその協調のための施策を講じるといふふうに考えますと、先ほどの議論の中にございまして、当然の主張だと私は思います。それと符節を合わせるためには、逆に考えますと増税部分は後からでもいいんじゃないか、こうなるわけですね。その点について、増減税ゼロというよりは経済的な効果もゼロというふうに判断した方が私は適切じゃないかと思うのです。減税は先にやって増税分は後にするというのが適切な施策であり、そういう意味で売上税というのは撤回するのが適切な施策じゃないかと思うのですが、その点だけ伺いたいと思っております。

○宮澤国務大臣 現実にはこのたび御提案申し上げております税制改正の実行に当たりましては、所得税がまず早い時期から、四月から私どもの御提案では軽減をされる、法人税につきましても四月以降に終了する年度ということとございまして、対しまして、売上税は翌年の一月ということとございまして、その間何がしかの時間的な差が設けられておることは御承知のとおりでございます。その限りにおいて減税が先行するということは申し上げても間違いでなからうかと思っておりますが、私も、全体といたしましてやはり余りに直接税にウェイトが置かれ過ぎている結果、日本経済全体あるいは国民生活全体にそれがおしになつておるのではないかと、こういう判断からこのたびのような御提案をいたしたわけでございます。

○早川委員 売上税の問題については後日またお伺いしたいと思っております。
次に、法案についてお伺いしたいと思っております。今回、資金運用部は、これまでの経過、歴史を踏まえても、ある面で大きな一つの段階を超える

ことになるのじゃないかなという感じを持ちます。資金運用事業の対象機関として新しい分野が設けられたという問題と、それから預託金利の法定制から政令へいわゆる弾力化が行われるということなどですが、この資金運用事業の創設につきましても、御指摘の点は運用対象の拡大の点かと存じますが、今回お願い申し上げておりますのは、外国の国債、外国の特別の法人の出します債券、それから国際機関の発行する債券、これに運用を拡大するようにお願いをいたしてあります。現在の資金運用部資金七条で運用対象が非常に厳格に限定列挙されておりますが、いろいろ国際的に資金の交流の大きくなった時代でございますので、国際的協力の見地から国際機関債を引き受けてもらえないかというような打診がある場合がございまして、従来はこれにたえられなかったわけでございまして、今度その道を開きたいと考えているわけでございます。

○早川委員 郵便貯金特別会計と年金福祉事業団、それから簡易保険郵便年金福祉事業団、いわゆる特別会計と政府関係等機関、公社公団、それから金融機関、これらが現在の対象機関になっているわけですね。それに新しい運用事業としての三つの分野が加わったということについての評価につきましても伺いたいと思います。

○窪田政府委員 先ほども御質問の中にありましたように、郵便貯金は今後金融自由化の時代に対応した一つの体制を整えたいという御要望がございまして、年金の方は積立金をできるだけ有利に運用したい、簡保の事業もできるだけ有利な運用をしたいという要請がございまして、それにおこたえをするともに、やはり資金運用部資金法の一、二、三、四の四に集まった資金は統合管理するといふ原則を守り、かつ、これは四十八年ごろに社会党の田中寿美子先生初めの御提案が契機になってできました長期運用法では、国の資金の長期運用は全部レビューできるように国会にお出しをしてその議決を求めることになっております。そういうふうな精神からいって、やはり国のお金は一通資金運用部に預けていたで、その後には財投資金あるいは国債への配分、地方への配分をバランスをとりながらいわゆる自主運用をやっていただけのような仕組みをつくりたいという工夫をいたしたわけでございまして、

郵貯の場合は、一通私どもにお預けしたお金を再び郵便貯金特別会計にお貸しをして、そこに資金をつくらせて運用をしていただくという、これは特別会計の中で運用していただくような仕組みにしたわけでございまして、年金と簡保の場合は、もうちょっと有利なものに踏み出したい、例えば信託のようなもので取り込みたいということとございまして、そういたしますと、国の特別会計が直接そこまでするのはいかかかな、つまり有利なものには反面必ずリスクを伴いますので、それで年金の場合は年金福祉事業団、簡易保険の場合は簡保年金事業団というものを經由して運用していただく、ワンクッション置くという仕組みを考えたわけでございまして、つまり、一通お預けいただいたものをそこへお貸しをして、そこで有利運用をして、その運用益は年金特別会計なり簡保にそれぞれ戻していただく、こういう仕組みをとったわけでございまして、その結果として郵便貯金特別会計と年金福祉事業団、簡保年金事業団というものが財投の対象に加わってきたということとでございます。

○早川委員 そこで、郵政省の方でも今回二兆円ですが、自主運用を設けられたわけですね。長年の懸案であった自主運用という道がある面が開かれたわけですね。それぞれの評価で、そういう統合管理の枠内だという評価からしますとまだまだというところになるかもしれないけれども、郵政省はこの点についてどのようにとらえているのか伺いたいと思います。

○安岡説明員 お答え申し上げます。金融自由化対策資金の創設という形で郵便貯金の自主運用が実現する運びになったわけですが、これも、これにつきましては、郵便貯金が金融の自

由化に積極的かつ適切に対応していかなければいかぬ、そのためには資金運用の面を改善をしなければいかなぬということ、かねてから私も予算要求の重要な柱として要求をしておたわけでございまして、今回自由化対策資金という形でこれが認められまして、金融の自由化に対応できる基盤が確立できたということとでございます。したがって、私どもの求めてきております目的が統合運用という形ではございまして、これも達成できたのではないかと、かように考えておるところでございます。

○早川委員 先ほど厚生省の方の答弁として、どれくらいの自主運用枠の希望があるかということ、たしか三分の一までと言われたのですけれども、郵政省の方の希望はそういうのはござい

○安岡説明員 この金融自由化対策資金の規模でございまして、先ほど来議論に出ておりますように初年度二兆円という規模で考えております、その後六十三年度から六十六年度までにかけてまして毎年五千億円ずつ増加させていく、こういうふうな格好になってございまして、六十六年度末の累計でございます、推計でございますけれども、ちょうど郵便貯金残高の約一割相当、四百四十六兆円ぐらいを見込んでございまして、その約一割に相当する、こういうふうな格好になっております。

ただ、例えば初年度でございすけれども、資金の二分の一以上は新規国債の引き受けに充てていく、こういうふうな形でございまして、初年度の六十二年度でいいますと、二兆円のうちの一兆円は新規国債を引き受けるといふような形になっております。

○早川委員 御存じのように資金運用部資金が財投計画を考へる場合の原資の中心になっていすわけですね。この原資を拝見してみますと、郵貯それから厚生年金等がその大宗を占めるのです。そうしますと、今それぞれの省が希望という形で例えば自主運用を三分の一まで期待したいとか、さ

しあたり六十六年度段階で一〇%ぐらいになる。確かに統合管理の中で、一定の枠の中で大蔵省が計画し管理できるのだというところは言えると思うのですけれども、ただ、今までと同じようにはならない。そういうふうな考えますと、どうも年金と郵貯の部分が資金運用部資金の中のウェイトがどんどん下がっていく。今現在、今年度の財投計画もそうなんですけれども、見てみますと、どうも回収金その他という分が非常に多いわけですね。資金運用部の資金の中で財投計画に回っているウェイトを見ますと、最近五年間、五十七年から六十一年度までですけれども、回収金というところが三二%から四二%、昨年は四二%、約四三%ですけれども、いわゆる資金運用部資金の中でのウェイトでは回収金という分が非常に重要になってくる。先ほどの郵貯だとか厚生年金の部分が、自主運用の枠がどんどん広がっていくわけではなく、財投の原資面から規模がだんだん縮小していく、その中で回収金の比重がもっと上がっていく、こういうことが考えられるのですけれども、その認識についてはそのように認識してもよろしいものですか。

○窪田政府委員 「回収金等」といふように一括してございまして、この中には回収金とその他の細かい特別会計その他財産の処分によるものというふうないろいろなものがございまして、大宗は回収金でございまして、これは、資金運用部資金がもはやある程度自給する段階に入っておりますので、回収金というものがかなりのウェイトを占めてきている段階である、そういう発展段階だと思ひます。

ただ、六十二年度でそこが非常に大きくなっておりますのは、今度いわゆる自主運用をやったことの結果、やはり原資に不足が生ずるわけでございまして、そこで、六十二年度、年金、郵便貯金が予定より余計ふえたものが、郵貯が約二兆円余、年金が一兆円余、合計で三兆六千億ぐらいふえましたが、そのうち六十六年度と六十一年度に財投や国債の追加をいたしまし

たものがございます。それを引きますと大体二兆一千億ぐらい郵貯や年金が予定以上に伸びた分がございます。実はこの約二兆円ほどの資産処分をするのを考えております。つまり、恐らく保有国債を売却することによって資金を調達することになるかと思いますが、その分が回収金等のところへ入っておりますので六十二年度の回収金等の原資が膨らんでいるというのが実情でござい

ます。

○早川委員 そうしますと、郵貯とか年金がふえるというのはなかなか考えられないと思うのですが、いずれにしろ財投をふやしていくとすれば何らかの形で回収金等をふやしていく施策を講じないといけないわけですね。ところが、拝見して見ますと、回収金の本身というのがなかなかつかみ切れないのです。この回収金がそれぞれどの程度今までの融資機関から戻ってきているのか、あるいは今おっしゃられたような資産処分で賄われるのかというところをぜひ知りたいなと思うのですが、これはできませんでしたら五年ぐらい、特に先ほど言いましたように資金運用部資金の中で三三%ぐらいの回収金等のウェイトが四〇%まで上がった、一〇ポイント上がったわけですね、その中身がどうも国民の前には明らかにされていないのですね。けれども、ぜひ出していただきたいなと思

っているのですが、この点はいかがですか。

○窪田政府委員 六十二年の計画で申し上げますと、回収金等が十二兆二千四百五十八億でございますが、そのうち回収金が九兆二千八百九十四億でございます。これは、今財投機関が五十六ほどございまして、これからの回収金でございまして、その中身は非常に細かいものの積み重ねでございます。これはある程度自動的にアウトプットされてくるもので、ほとんど九兆前後で微増しているのが現状でございまして、六十二年はそれほかに、その他の特別会計の預託が六千四百四十億、前年度の財投不用によるものが千六百二十四億、それからさつき申しました債券の売却が二兆一千五百億、こういう内訳になっているわけ

でございます。回収金そのものは各機関からの何年という期間でお貸ししていますものが約定どおり返ってくるその見込みでございまして、これは非常に機械的に計算されたものでございまして。

○早川委員 資料として回収金がいりいろな機関から最近五年間でそれぞれどれぐらい入ってきたのかということをお願いしたいと思うのですけれども。

○窪田政府委員 非常に細かいもので、どういう形でお出しできるかわかりませんが、検討させていただきます。

○早川委員 それでは、厚生省の年金の問題について伺いたいのですが、先ほどの質疑の中でもありましたが、実際に政令で預託金利が下がることになるんですね。財政再計算というのは五年置きにやられて、最近ですとたしか六十年ですかやられて、次の再計算期というのは六十五年になるわけですね、そうしますと、どうも今回の法律によって政令にゆだねられるということ、結局は預託金利が下がるわけですね。そうしますと、六十年のときの再計算における預託金利を途中で下げる、変更するということになると思

うのですが、六十五年のときの再計算に当たって、今回のこの法案による影響というのですか、その点はどういうふうに計算されておりますか。

○水田政府委員 年金の再計算は、直近は五十九年にやっております。次回は五年後の六十四年を予定いたしているわけでございますが、年金の再計算の際の考慮すべき点は、やはり高齢人口、それから寿命ですね、寿命というのは、平均余命というものは当然受給期間に影響しますので、こういうもの、それから物価の動向、賃金の動向、それから当然今お尋ねの積立金の運用収益の変更、これらの諸要素を次回、六十四年の再計算のときに将来を見通しながらやる、こういうことに相なるわけでございます。

○早川委員 最後にありますけれども、今回預託金利が下がるということになります。そこで、恐らく人口だとか今言われたような要素を入れても、少なくとも六十年のときと六十五年を考えますと、新しい要素として加わったわけですね。そうすると、単純に言いますと恐らく掛金率は上がってくるのではないかと。その要素は掛金率計算をする場合にマイナスの要素となるわけですね。そういうふうに考えますと、これから政令で決めていくわけですから、資金運用審議会があるわけですが、そこで審議しまして決めていくということになるわけですね。現在の資金運用審議会のメンバーは七名ですが、七人以内ということに構成されているわけですが、預託金利が下がる、ひよつとすると掛金率の計算においてマイナスに作用するよといったときに、そして最終的に預託金利を決める資金運用審議会の中に、提出者の代表というのですか、もう少し直接的に実際に掛けている人たちがその金利決定の場に参加する機会があつてもいいのではないかと、あるいはその審議会の中の一人のメンバーに加えられるもいいのではないかなというふうに考えるのですけれども、この点はどういうふうに考えられていますか。

○窪田政府委員 資金運用審議会のメンバーにつきましては、資金法の十條の二項というのがございまして、「審議会の委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。」というわけの第三者の学識経験者ということになっております。しかし、その委員の中には委員のようには厚生省にいらつした方もおられますし、あるいは専門委員として委員のほかに大勢の方をお願いしておりますが、社会保険庁の長官とか厚生省年金局長も加わっていただいております。したがって、年金のお立場はそういう方々を通じて十分伺えるものと思っておりますし、また、そのほかに年金資金懇談会というのを私もつくらせていただいております。この資金運用審議会にかける前には年金資金懇談会の御意見を伺うことになっております。その中には労働界の代表の方あるいは産業界の代表の方というものが加わっていただいております。その年金資金のあり方についての御意見を承っておりますので、その特定の意見の代弁

をされる方に入っていただくというのはどうか、むしろ今のような形で年金の拠出者の御意向は十分伺ってまいりたいと考えております。

○早川委員 今七人ということなものですから、どうもメンバーを私などはふやしても直接声を聞いた方がいいのじゃないかと思つております。というのは、本当にこれから二十一世紀がある面で高齢化社会だと言われるわけですから、年金に非常に関心が深いわけだし、また、あらゆる人が老後の生活というのを考える場合に、ライフサイクルの大きなポイントになるわけですね。そういうふう

に考えますと、現在七人なわけですから、このメンバーをそれぞれの基準に立たれて選任されていると思うのですけれども、その基準の枠にどうしても入らなければその人をふやしてもいい、それぐらいの問題があるんじゃないかと思つております。

そういうことで、これはいわゆる各種審議会の問題になりますけれども、もう少し幅を広げて国民の声を直接聞く機会を広げていただきたいと思つております。

これで私の質問を終わりますけれども、先ほど大蔵大臣が答弁いただきましたけれども、輸出と輸入の問題について触れられなかったのですから、やはり日米貿易摩擦の問題、レートの問題を

考えても、貿易収支の問題が一つあるわけですね。売上税は食料品にはかけないということなん

ですけれども、アメリカからの輸入品を見ても、食料品だけじゃなくていろいろな問題、まだ割合少ないわけですね。そういうふう

に考えますと、輸入振興のためにはどうもなじまないんじゃないかと思つております。その貿易との絡みで売上税の問題についての見解を伺ひまして、終わります。

○宮澤国務大臣 先ほどその点についてお尋ねが

ございました。お答えを落として失礼いたしました。

このたびの売上税、輸出入関係は御指摘のよう

なことにいたしておるわけでござい

ますが、これ

は御承知のようにヨーロッパでやっておりますVAT、付加価値税と同じ建前をとっております。したがって、国際的には一般的に認められたそのとりの慣行を採用したいと思っております。し、なお現在の物品税につきましてもその点は同じような考え方でいたしております、この点は国際的にあれこれ問題指摘を受けるということはないのではないかとこのように考えております。

○早川委員 終わります。

○池田委員長 柴田弘君。

○柴田(弘)委員 まず最初に、私は、先ほど来いろいろ御質問のありましたG5、G7の問題につきまして、大臣にお伺いしたいと思っております。その前に、大臣、非常に御苦勞までございました。

私、いろいろと今回の合意の内容を見させていただきまして、一つは、果たして今回のこの合意の内容でその実効性があるかどうか、これは私は極めて疑問であると思っております。

まず第一に、これは市場の期待をしておいた協調介入の実施というものが明文化をされてない。これはまた後で大臣のいろいろなお考えがあると思っております。

それから二つ目には、アメリカのいわゆる財政赤字、これは多少パーセンテージで出されました。ところが、貿易赤字については一体どうなのか、この辺がどうも不明確。先ほど堀先生がいろいろお話がありました、しよせんは日本の内需拡大しかりやがないんじゃないか。私はそうは思いませんが、まだまだアメリカのいわゆる産業の空洞化という問題もあるかと思う。やはり私は言うべきことは言うべきじゃないか、このような考えを一つ持っております。

それから三つ目には、我が国のいわゆる総合経済政策、これはもう既に新聞に報道されまして、やはり余りにも新味がないんじゃないかということ、私は強調しておきます。本当に、ではどの程度の内需拡大を日本がやっておるんだ、そして市場開放をどんどんやって、どう対応していくかとい

う問題があると思っております。

それから四つ目には、西ドイツの減税ですね。確かに規模は拡大をされましたが、果たしてその数字的なものはどうか。しかもこれは繰り上げ実施というのが期待をされておった。ところがその表明をされていない。このようなことを申したんですが、これはドイツ内部の、連立政権内部の、いわゆる政策調整のおくれというものを印象づけた結果ではないか。

でありますから、関係者は、今後どうなっていくんだ、確かに百五十円から百六十円ぐらいのところでは安定するだろうけれども、まあこれも六月のベネチア・サミットまでぐらいではないか、その後きちんとされないとやはりまたドル安・円高ということになっていくだろう、こういう問題があると思う。

それから、私、何よりもこれはもう大臣に申し上げたいのは、この円高不況で悩んでいる、いわゆる構造調整の中で悩んでいる企業、そして円高倒産の中で苦しんで、本当に塗炭の苦しみの中にあえていえるそういう輸出型中小企業の皆さんの声、これは一体本当に、このG5、G7においてあなたが、我が国の実情はこうなんです、失業者の実情はこうなんです、こういうことを本当に訴えられたかどうか、少なくともこの合意の内容を見ただけでは判然としません。だから、まことに申しわけない言い方をして恐縮であります、大臣は記者会見で、満足をしているというようなお話があったと聞きます。ところが、本当にこの中小企業の皆さんあるいは構造不況の中でやむを得ず失業していく皆さんの声というのは一切どの程度このG5、G7の合意に反映されているか。あの人たちは恐らく何とかが百八十円ぐらいに持っていくつもりはないという期待があったと私は思います。そういつた、今、日本の経済において本当に何が一番大事か、何を救うていかなければならないかということをよく見定めていただいてG5、G7に臨んでいただきたかった、私はこんな気持ちでいっぱいでありました。

いろいろ羅列しました。この諸問題について、私、いろいろと御質問したいと思っておりますが、まず総論的に大臣の御所見をお伺いしたいと思っております。

○宮澤國務大臣 ただいま幾つかの点を御指摘になったわけでございますが、まず、このたびの合意の有効性ということにつきまして、この合意に至りますまではかなり長い経緯がございました。殊に日米間には昨年の九月にさかのぼる経緯がございました。ここに来まして、いわゆるプラザ合意以来の動きというものが各国の経済の基本要因を反映するに至った、したがってこれ以上為替が大きく動くということはお互いのためにならない、そのお互いのためにならないということについて関係者のみんなの合意があったということがこのたびの共同声明の有効性を示唆するものであると私は思っております。

一方の利益にはなっても一方の利益には必ずしもならないということでありまして、このように合意の有効性が疑われますけれども、ここに来ましてアメリカ自身もドルがさらに急落をするということとはアメリカ自身にとってもいいことではないという認識を持つに至りました。そういう意味で、そのようなことがございましたときに、あるいはその反対のことがございましたときに、各国間の協調がおのおのの利益に合致した形で行われるということがこのたびの合意のベースになっておると思うのであります。

次に、我が国の殊に中小企業の方々の苦難というものは御指摘のとおりでありまして、私もそれは痛切に感じております。感じておりますので昨年の九月からこのような努力を続けてまいりました。でございますまして、ともかく私としましては、底なしでありましてはこれに適應していく努力というものの目標を設定できないわけでございますから、まず事態を安定させることが先決であろうというふうに考えたわけでございます。

その点は、今回各国間の合意として生まれたわけでございますが、これは安定を意図しておるわけ

でございます。固定を意図しているわけではございません。すなわち、固定相場に復帰をするということをお考えになるわけではございません。考えますと、各国の間のいわゆるファンダメンタルズ、経済の基本的な流れが自然に時間をかけて変わっていきますとそれが自然に市場に反映される、そのことが我々の考え方の基本でございます。したがって、ここでもう相場というものがこれで決まってしまうんだ、将来に向かって長い間固定されるんだということではありません。私自身は、プラザ合意以来一年数カ月でございますが、時間がたちますと、これが米国の貿易収支に反映されないと考えられていきますので、そういう意味での経済のファンダメンタルズの相対的な変化というものは今後出てくるのではないかと、こう考えておるわけでございます。

○柴田(弘)委員 後段については多少理解します。私が質問いたしておりますのは、今の失業の問題あるいはまた倒産の問題、これは大臣も御承知だと思っておりますが、もう二・九％ですね。それで、それ以外に三和総研の調査によりまして、製造業全体で九十万人の余剰人員を抱えておる。これは、雇用削減だけで解決いたしますと、失業率は四・二％になるわけですね。それから、パート、老人等を入れば、企業の抱える余剰人員は百五十万だと言われております。今の二・九％以外にですね。また、昨年九月、当時の我が国の完全失業率は二・八％、これは通産省が試算をいたしました、いわゆるアメリカ方式で試算をいたしますと五％なんです。こういう事実、本当に泣く泣く職を離れる人の実態というものを承知だと思っております。その声をどうしてG5、G7によつてくれなかったかというのが私の一番言いたいところなんです。

それから中小企業円高倒産、負債一千万円以上は、昭和六十年十月から一年四カ月の間の件数は

七百二件、前回の四高時、すなわち昭和五十二年七月から五十四年十月まで、これは二百七十八件でございまして、四百二十四件ふえている、一五三%の増加であります。これは労働省の調査等もありまして、製造業の中で三八%がもう既に何らかのいわゆる雇用調整の対応策をやっている。これはもうよく御承知だと思う。つまり、国際競争力があつた有力企業の中でも、もう百五十円そこそこでは採算がとりにくくなっている、今、現状であります。今後、三ヶ月決算を前にしまして、私はますます倒産というのはいふてくると思いますが、せつかくのG5、G7です。それは各国間の協調ということは大それたと思ひます。今、大臣もおっしゃいました。私はよく理解できます。が、しかし、今日の日本の経済に何が一番大事か、日本の国民は何を一番求めるかということを基本に置いてやはり私は堂々とG5に臨まれるべきではなかつたかというのが本場に一番残念だと思ひます。

まことに申しわけありませんが、重ねてこの問題についての御答弁をいただきたいと思ひます。

○宮澤内閣大臣 率直に申しまして、そういう方々の御苦心というものは、私も本当に身につまされて就任以来感じております。そのゆえに日米間でまずとにかく安定を図りたいと考えてまいつたわけでありまして、その安定のラインそのものが十分でないではないかとおっしゃっておられます。御指摘はよくわかるわけでございすけれども、実はその失業という問題について申ししますならば、アメリカにおきましての失業率は七%前後でございまして、今度は各国間の多角的な調整でございまして、ヨーロッパにおきましては一〇%に近い失業率がございまして、各国ともその問題を持っております。

だからといって我が国が事態が軽いと思つておるわけではございませんけれども、お互いにそういう問題を持っております中の相対的な為替レート関係ということでございすものですから、我が国としてはできるだけ主権を日米間で

し、またこのたびの会議でもいたしましてこういう結果になつておるわけでございまして、私は、先ほども申しましたようにともかくここで安定をするということで、何とかまずこれに対応する各企業の努力目標、泥沼では設定のしようがないということから、ポトムラインと申しますか、一応の安定を企図したわけでございすけれども、それが即固定につながるというふうには先ほども申し上げましたように考えておらないわけでございす。

○柴田(弘)委員 そういう問題意識を私は持つておるといふこと、そういう国民の声、そういう本場に犠牲になつてきたこの声、これはやはりよく肝に銘じていただきたい。心から要望しておきます。

そこで、具体的に通貨安定の協調介入という合意があつたかどうかという問題です。これはもうマスコミ等でいろいろ言われておりますが、やはりこの際改めて私は本委員会において御答弁をいただきたいと思ひます。御質問いたしますが、大臣は記者会見で、「為替安定のための協調介入が具体的に盛り込まれていない点について」「この種の問題は具体的にいわない方が効果的な場合もある」と述べ、暗に協調介入を示唆された、こうあるわけですか。そういうふうな受け取つてよろしうございすか。

○宮澤内閣大臣 このたびの声明を書くに当たりまして、その点をどのように表現するかというところは各国の間でかなり議論になつたところでございしました。中には、もっと直接的な表現の方がいいのではないかとという主張をした国もございすし、いや、むしろこういうことは事の性質上公に言わないことの方が対応としては有効であるという主張もございしました。その間の主張を結局こういう表現であらわしたわけでございすけれども、この表現については、しかしこの表現から市場が事態を誤つて受け取ることはよもあるまいということが一同の一致した見方でございす。

○柴田(弘)委員 また次から変な質問をしまして恐縮です。

この共同声明では、「為替レートを当面の水準の周辺に安定させる」、こういうことですね。この周辺という言葉は、つまり現行程度の為替水準、この表現です。英語でアラウンド・ザ・カレント・レベルズ、こう言うのであります。あの消息筋の情報によりますと、これは円に対してドルをこれ以上安くしないことである、ドルは一ドル百五十円より安くしない、逆に一ドル百五十円以上になりそうなきには歯どめをかけ、一ドル百六十円、百七十円と円安になる場合は放置する、こういうふうなことも言われておるわけですか。

先ほど来、為替レートを固定させるつもりはないというお話がありましたが、それ以上のことは私も申しませんが、やはりこういういったニュアンスで理解をしてよろしうございすでしょうか。

○宮澤内閣大臣 その点につきましては、先ほど申し上げましたように、この声明の表現をどのようにするかという議論を御紹介いたしましたことから御納得いただけるかと存じますけれども、その具体的なことにつきましては、いわんやお互いの間で何も言わない方が適當であるという、そういう約束なり合意をいたしておりましたので、その点につきましてはお答えを差し控えてさせていただきますと思ひます。その点御理解をお願いいたしますと存じます。

○柴田(弘)委員 今回のG7合意で貿易摩擦が終つたと見るのは、私は早計だと思ひます。これは、貿易摩擦あるいは為替摩擦といふものは、やはり日米間の巨額な貿易不均衡がありまして、アメリカは、確かにこれ以上のドル安というのはいろいろな問題が出るということがありますが、まだまだ円が安過ぎるという不満も根強いと思ひます。これは私の判断です。だが、アメリカのこうした赤字の行方次第では、再びまた円が安いじゃないかという声が強まるおそれがあります。そうなればアメリカ政府も、ドル相場が緩やかに下がりが続けることに対して表立って阻止しに

くいではないか。だから、ドルが今後下がった場合、円高になつた場合に、アメリカが為替市場への協調介入に積極的に参加してくれると大臣はお考えになつてゐるのか。その確認はなされたのかどうか。

○宮澤内閣大臣 従来、円がもっと高くなつてしまふべきであるというふうなことはしばしばアメリカ側から発言がございまして、それが相場に好ましくならざる影響を与えた経験がございす。この点は、昨年の九月以来は、少なくともアメリカ政府の責任ある人の発言ではないということであつたのでございすけれども、しかし、議会等々ではいろいろな発言がございしました。

このたびのこの声明の意味は、アメリカ政府はもはやそういう考えは持たないということに非常にはつきりさせたところに意味があるわけでございます。それも日米間だけでなく、G7という多角的な立場においてそれを各国と一緒に表明をしたということ、それがこのたびの意味でございす。それから、今後何かそのような発言が仮にございすとしたら、アメリカ政府の責任ある人の意見ではないかというふうな、我々はそれを正確に受け取つて間違ひのないところでございす。また、ここにございすように、そのような想定された事態が起りましたときには、密接に協力をするということも明確に第十項に述べられておりまして、御質問に對しましては、そのとおり考えております。

○柴田(弘)委員 この米国の財政赤字、これは共同声明の中では、八八年度の政府支出の伸びを、一%未満に抑制する、財政赤字の規模を対GNP比二・三%にとどめる、こうなつております。そして相互監視をしていく、こういうことです。しかし、今日までの状況を見てみますと、本当に努力はしているでしようが、最近の米議会の予算局が試算したところでは、いわゆる財政均衡法に基づいて提案されてゐるこの予算案、これも実際の赤字は目標額を二百六十億ドル上回つて千三

百四十億ドル、こういうふうになった、こう一応言われています。私はこの赤字削減について、この共同声明に盛り込まれている、これを疑ってはいけなかつたけれども、やはり言ったこと、合意したこと、それをきつと守るということとは言行一致でいべきではないか、こういうふうな考えでいるわけなんです。このようなところまで踏み込んではいけなかつたけれども、こういう点についてのいわゆる確認というのはいかように今後なされていくのか。

それから、我が国が合意しました内需拡大、今の失業あるいは中小企業の問題等々で先ほど来申しましたが、日本の市場開放、それをやっていくには内需拡大ということがどうしても必要だと私は思います。それについてのきつとした明確な路線というものを我が国が打ち出して、それに対応していかないと、せっかくの合意が御破算になってしまうだろう。アメリカ側には要求すべきは要求する、ただし日本もそれにこたえてしっかりとやっていく、言行一致にならないような対応というものが私は必要だろう、こんなふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○宮澤内閣大臣 この声明の中に、各国が政策意図の表明をいたしておるわけでございまして、各国ともこれははじめに実現を図るという意図を持ちまして表明をいたしましたことは、申すまでもないことでございます。

また、このG7は、ある一定の間隔を置きまして年に何回か集まるわけでございます。そうしてその際に、東京サミットで定められましたようないわゆるお互いの経済状況の吟味と申しますか、サバイランスをいたすわけでございまして、ここに述べられておる政策意図がそのとおり忠実に実行されておるか、事態が非常な離れてきておるかということ、そういう機会にお互いにまた議論をいたしますし、しなければならぬことになっております。その結果は、また六月のベニス・サミットでも報告をされることになっておるわけでございしますので、その点は、各国が善意を

もって一生懸命この政策意図を実現しようと思いたしますことは間違いないところであると思えます。

アメリカにつきまして、この削減目標というのは六百億ドルぐらいにしようかと思いますが、少なくとも行政府としては、グラム・ラドマン・ホリングズ法のこともございまして何とかしてこの目標を実現したいと、財務長官は強く決心をしておるということは、私どもの会議の席でも表明がございました。

○柴田(弘)委員 それで、我が国における一番問題の内需拡大の問題です。これは総論的に申しまして、やはり将来緊縮路線から積極財政路線をとっていくべきことであるのかどうか、お答えをいただきたい。

○宮澤内閣大臣 この声明にもございまして、我が国は従来から対外黒字の縮小に寄与するような内需の拡大を図り、そうするような財政金融政策を続けると書いてございまして、従来そういう努力をいたしてこなかったわけではもとよりございせん。財政再建の問題がございまして、それにおのずから制約もあるわけでございまして、すけれども、今後、この声明にも述べられておりますように、そういう状況の中ではございまして、これも、内需振興のためにさらに努力を重ねたいというふうに考えております。

○柴田(弘)委員 そこで、ベネチア・サミットがこの六月にありますね。四月にはIMFの暫定委員会もありますね。やはりここでこういった合意を確認をしていくということにお聞きをしておるわけでありますが、結局その後なんですかね。円安になるどころか、ますます今後このラインから円高になるのではないかと心配をする関係者もあるわけですね。そこら辺の御判断はいかがでしょう。

○宮澤内閣大臣 これは柴田委員も御専門でいらっしゃると思いますので、おのずから見方がいろいろあるろうかと思えますけれども、プラザ以来これだけの時間がたちまして、いわゆる「Jカーブ」と言われて

いる問題がいつまでも無限に続くということは恐らくないことであつて、これだけドルが下がりますと、アメリカの相対的な輸出競争力はふえてきておるといふふうに考えるべきであらうと私は思っていますし、また、黒字国側における輸入も容易になつておることも事実でございまして。そういう意味では、このファンダメンタルズはアメリカ経済にとってプラスに動いていくのではないかと私は期待をいたしております。

○柴田(弘)委員 イタリアがG7に欠席いたしました。いろいろ言われております。G6になつた。しかも、この六月のベネチア・サミットはイタリアで行われる。このサミットの開催というものは危ぶまれる声もあるわけでありまして、これについての御判断、あるいはまた大臣として開催への御努力は何かされるお考えがあるか。

○宮澤内閣大臣 私は外交当局者でございせんので、十分行き届いた判断をいたすことができないわけでございまして、イタリア自身が東京サミットにおきまして、いわゆるG7といったようなものを認めるべきであるということこそ主張した一つの国でございまして、イタリア経済が大変に好調である、それだけ発言力が強くなつてしまふべきだということのたびの主張から申しまして、こういう共同努力から長く背を向けていくということではないであらう。このたび、国内事情もあるいはあつたのではないかと申すことも人言は言つておりましたけれども、いろんなこととてこういうことがございまして、だからといってベニスのサミットが危うくなる、あるいはまたこのG7といったような会合にイタリアが今後ともこれをボイコットするといったようなことになることはないのであるか、またそうしてはいけないということもございまして、今度の主催国でありましたフランスがもとより縁の深い国でございまして中心になりまして、その辺の修復も図つていくように聞いております。

○柴田(弘)委員 今の内需拡大、積極財政路線への転換という問題に関連をいたしまして、財政の再建問題についてお聞かせをいただきたい。大臣も御承知のように、これはもう当たり前のことですが、六十五年度赤字国債償却、これは財政再建目標であります。中期展望あるいは仮定計算あるいはまた財政改革の考え方、こうした資料をずっと私も読ましていたしまして、本当に六十五年度赤字国債償却は大丈夫か、極めて疑問に思つております。この問題は、また改めて私は機会があればやらさしていただきたいと思つておりますが、きょうは簡単に御質問をさせていただきます。

要するに、六十三年度以降、赤字国債の発行額を毎年一兆六千六百億ずつ減額していくということが絶対の条件ですね。ところが、これは六十二年度に赤字国債の償却額がわずかに二千六百五十億円にとどまつた。要するに六十五年度赤字国債ゼロ、こういう一つの仮定をいたしますと、途方もない削減額である。これが一つあります。

それから二つ目には、税収が六十三年度から三年間毎年六・六％、これは本当にできるだろうか。今日までの名目成長率をここ数年見てまいりましたも、六％には乗つておりません。それ以下です。

また、しかも租税弾性値は一・一％。一・一％というものを過去のデータでやられた。それはそのまゝいかどうか、これはここで私が説明するまでもなく、大臣がよく御承知のところですね。

それからNTTの株の売却というのは、これは確かに効果がある。ところが、これは見てまいりますと、毎年一兆八千三百億円の調達ですね。ところが、昨年一年間に、企業が時価発行増資と将来株式に転換する転換社債で調達した資金というのは三兆一千億なんですね。そうすると、NTT株をこのシナリオどおりに売却していくには、全体の五八％をひとり占めすることになつてしまふとも言われているわけですね。今、株高いですけれどもね。だけれども、本当にこういう異常な株高の中でそれがどこまで続くであらうか、私はこういう不安を持っています。

そういった諸問題があります。まだいろいろと申し上げたいことがあります。がしかし、本当に財政再建が達成されるかどうか。達成されるというのであれば、私はこの七年間毎回のように質問に立ちまして、それに至る財政再建の手順と方途をしつかりと示していただきたいと申しました。竹下さんのときから渡辺さんのときから、何度も言っていました。なかなか難しい、そうですかというところで引込んでおりました。がしかし、きょうは財政再建の手順と方途というところまでは話は入りません。一言だけ言っておきます。極めて難しい現状であるということをお指摘申し上げたいと思いますが、ひとつこの辺は、私があるべく再質問をしないように大臣の明快な御答弁をいただきたい。

○宮澤国務大臣 いわゆる中期展望、この中で租税収入の計算についても御指摘がございましたけれども、これは御承知のように一定の仮定計算をいたしておるわけでございまして、租税収入が六・六現実に伸びるか。六十年年度にもそういう伸びはございせんでしたし、六十一年度にもなかなかそういう伸びは恐らくないであろうということでございますから、これは一種の仮定計算をお示ししているということとして、かねてそういうふうにご理解願っているところでございます。現実の経済の運びは、なかなかそういうふうにはまっております。

そこで、六十五年年度に赤字国債依存の体質から脱却することが今の時点で可能だと考えるかというお尋ねについて申し上げますと、ちょうど今御指摘がありましたように、なかなか容易ならぬ事態だということには率直に感じております。おりますが、さて、現実にはこの予算編成をいたしております立派から申しまして、やはりそういう目標を掲げて歳出削減をやっていく、一般歳出をゼロに抑えるといったような作業をいたさなければならぬというだけでは、現実の予算編成のこのような厳しい予算をお互いに納得しなかつていく

ということは容易なことではございせん、したがって難しいことではある。それは認めますけれども、これを看板をおろすといったようなことはなかなか大蔵大臣としてはできない、現実に仕事をしております上でできないということをお理解いただきたいと思うわけでございます。

○柴田(弘)委員 御理解できません。本来ならもうここでごうなるところですが、資金運用部資金法の改正法案もありますから、また機会があれば、私はこの問題でひとつ徹底的に議論をさせていただきます。前もって予告をしておきます。

そこで、累積債務国のいわゆる金融不安、これは急にブラジルが、これは前からあったと思いがすが、邦銀を初めとする民間債権団に対して利払いを停止をする。初めは九十日間の利払い停止だと言っておりましたが、それは言わない、まあ、そんなような話が出ましたね。それから、アルゼンチンもそのようです。それから、メキシコは大丈夫だというようなことを言われておるわけでありましたが、G5、G7でどういった対応については何か各国の間でお話があったでしょうか。

○宮澤国務大臣 実は、この出来事はG7の会合の余りに直前であったものでございますので、関係者がみんな正確な情報を持たないと申します。か、ブラジル政府の意図そのものが明確でない、いろいろそんなくはいたしたのですけれども、そういう状況でございます。したがって、G7として大変に注目いたしましたけれども、お互いの意見交換程度でございまして、どうこうという意思の合意は別にいたしておりません。事態を大変に注意深く重大なことで見ておるといふようなことでございまして。

○柴田(弘)委員 では、国際金融局長にお尋ねをいたします。

まず一つは、開発途上国におきます債務残高、公的資金と民間資金に分けて御説明をいただきたいと思ひます。もしお差し支えなければ、この民間資金の中に邦銀は一体幾ら出しているのか、ひ

とつ御説明をいただきたいと思ひます。

○内海(孝)政府委員 ただいまお尋ねの債務残高の総額、これは世界銀行の推計によりますと、今年度で約一兆ドルに達するというところでございまして、これは、公的資金と民間資金に分けますと、おおむね公的資金が四割程度、それから民間資金が六割程度でございまして、そのうち我が国の民間資金がどれくらいを占めるかでございまして、これは各国を全部推計してみまして、大体大ざっぱに一割程度というのがその数字でございまして。

〔委員長退席、大島委員長代理着席〕

○柴田(弘)委員 わかりました。

それで、このうち中南米に日本の民間銀行が貸している残高はどの程度でしょうか、中南米だけです。

○内海(孝)政府委員 中南米全体ということで申し上げますと、我が国の中南米向けの民間債権は、大体全部で三百五十億ドル前後になるうかと思ひます。

○柴田(弘)委員 このうちブラジルはどれだけの民間資金が入つて、その前に、公的機関も含めてブラジルの全部の長期債務といましようか、そしてそのうちの民間資金がアメリカ等も含めて幾ら、そして日本はどれだけのか、まことに申しわけありませんが。

○内海(孝)政府委員 ブラジルの長期債務の合計というものが、大体一千億ドル超でございまして、そのうち、西側から先進国の銀行よりブラジルに対して貸している総額というものが、大体六百五十億ドル強ぐらいというふうに出ていただければよろしいと思ひます。そのうち我が国の銀行は百億ドル強ということでありまして。

○柴田(弘)委員 大臣、今お聞きのとおりであります。これはG5、G7で今お話をあったような程度のことしかなかった。

それで、国際金融局長にお尋ねするのですが、今回のいわゆる金融不安、これはメキシコから端を発した八二年の金融不安とは多少違うだろう、こう私は思ふのです。この辺の理解、比較してど

う判断をしていらっしゃるかということが一つと、それからもう一つは、ブラジル等いろいろ情報を聞いてみますと、とにかく利子の支払い停止というものをばんと宣言していつて、そして後、有利に利子の削減ですとかあるいはまた余分に借りよう、こういう現阻もあるやに耳に挟んでるわけでありまして、その辺はどうか。これが爆原の火のごとく、八二年のときのように、メキシコから端を発して中南米全土を覆った、そして東ヨーロッパにも及んだということ、そういうことをちよつと聞きました。その辺のところをどのようにお考えになつておるのか、ひとつ八二年と比較をして今回のこの金融不安についてお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○内海(孝)政府委員 お答え申し上げます。

八二年から三年にかけての問題と現在の問題が違ふという点がどの辺にあるかということをお考えをしてみますと、一つには、債務国における政治的情勢が大変厳しい経済調整プランというものの対応することがなかなか難しくなつてきているという国内的な状況があると思ひます。したがって、八二年当時のウェイトはどういうところにあるかと申しますと、IMFが債務国と話をしまして、物価、財政、経済運営全般にわたつて非常に厳しい自助努力をお願いする、それにあわせて債務国が自国民にも厳しい努力を強いるとともに、国際的にはIMFからの資金協力をとてこたし、民間資金が円滑に流れてくるというストラテジーだったわけでございまして。

今申し上げましたように、国内的になかなか難しくなつてきたためにベーカー提議案というのが行われたわけでございまして、これは単に厳しと言っただけではなかなか難しいので、ある程度成長への夢をその債務国の国民や経済にも持たせる必要があるということ、世界銀行とかそういう開発機関も一緒に協力して、そのための協力の資金を提供する。そういうことで、成長に結びつけながら調整をやっていくという道が開けてきたわけでございます。この点が八二年の当時と現

在と違ふ第一点。

それから第二の点は、民間銀行からの資金の流れというものが、このところ、こういう状況を背景といたしまして大変細ってきているというところであろうと思います。こういうところはやはり債務国の方の努力、それによる信頼の回復、それからさらには国際機関のそれに対する協力、あるいは我々先進国におきまして民間からの資金が安全に流れていくようなスキームの工夫というようにあるわけでもございまして、今国会、多数国間投資保証機関というようなものの国内措置法をまた当委員会でお願ひしておりますが、そういうのもそのようなことに対する対策の一つでござい

ます。

○柴田(弘)委員 結論として、今回のこの金融不安の問題は問題ない、こう言っているんですか。また、あるんですか。

○内海(孝)政府委員 私は、大変難しい問題だとは思いますが、過去に積み重ねてきました経験、それから国際機関、IMFとか世界銀行でございまして、こういうところの協力、それから債務国における一層の努力、それから債権国側あるいは先進国におきましては市場をできるだけ開放して、開発途上国の産品にマーケットを開放するとか、あるいは低金利の政策を推し進めて金利負担の軽減を図るといったようなこと、さらには民間銀行が円滑に資金を供給できるような環境をつくるというようにことと相まって、関係者の英知と関係者の努力の集積によって道は見出し得るものと信じているところであります。

○柴田(弘)委員 大蔵大臣もそのような認識でございませうか。

○宮澤内閣大臣 今政府委員が申し上げましたように、前にああいう経験をいたしておりますので、先進国側あるいはその金融機関、国際機関、それから債務国自身、そういうおのおの立場における物の考え方、それからどういう仕組みを通じて問題の処理をすればいいかといったようなことは、一つのパターンが御承知のようにできてお

ります。おりますから、前のように慌てる事態にはなっていないわけでもございまして、先ほどちょっと柴田委員がおっしゃいましたように、ブラジルもあるいは一種のバーゲニングの立場であるかもしれない、おっしゃいましたようなことは確かに考えられないわけではございませんし、むしろすから、いわばお互いに誠意を持って処理をしますと、何かの形で処理ができるのではないかと思っております。

ただ、そうは申ししても、殊にIMF等々がかなり厳しい条件を債務国に課すわけでもございまして、それをその国の政治として受けられる限度、あるいはそれを受け得るだけの政治的な受容力があるか、政権に力があるか、いろいろそういうことがございまして、その点はやはりそういうことも考えながら対処していかなければならぬ要素はあろうかと思ひます。

〔大島委員長代理退席、委員長着席〕

○柴田(弘)委員 やはりそうだと思いますね。それと、民間資金というのはやはりアメリカが多いと思ひます。これを一步間違えますと、ドル売りがまた出てくると私は思ひます。それは我が国にとつては余りいい影響じゃないと思ひます。これは答弁要りませんが、そんな感じもしますので、ひとつ適切な対応をしていただきたいと思ひます。

それから、あとわずかになってまいりましたが、銀行局長に一つ、金利の自由化の問題について伺ひます。公定歩合が二・五%に下がりました。もう史上最低のことです。さまたまなひずみが出ております。ここで私が説明をする時間はありませんが、あなたの方で金融・資本市場に係るアクションプログラムというものをつくられましたね。一つは、この春をめどに大口定期預金、MMCそしてCD、こういったものを引き下げていくという話がありますが、もう春になってきたわけでありまして、これに具体的にどう対応されるお考えであるのか。

それからもう一つ、郵政省、来ていらっしゃ

ますか。――郵政審議会で小口金利の規制撤廃というものを答申をされておる。大口金利からだんだんと小口になってきている、これは非常にいいことだと思ひます。法人が多い。ところが小口の方は、個人の預金者も相当おつてみえるわけですね。これはなかなか一概に言えないと思ひます。その辺のところはどういうふうにお考えになつておられるか。簡単に一言ずつお願ひします。

○平澤政府委員 今お話にもございまして、大口預金につきましては、六十年七月のアクションプログラムにおきまして、この春までに金利規制の緩和及び撤廃を行うことになっております。したがって、本年四月にそのプログラムのスケジュールに従ひまして、例えば大口定期預金につきましては最低預入単位を一億円に引き下げる、あるいはMMCにつきましては二千万円まで引き下げるということを行う予定をいたしております。したがって、以上の措置によつてスケジュールはすべてそのとおり行つていくことになるかと存じます。

○安岡説明員 郵便貯金につきましては、金利の自由化というのはまさに時代の趨勢であるといふことでございまして、この小口預金の自由化については積極的に対応していきたい。こういうことで、今具体的な問題といたしましては、いわゆるMMCという形で自由化をしようということ、現在大蔵省さんとも鋭意協議を続けているといふことでございまして、できるだけ早く小口預金の自由化をしたい、かように考えております。

○柴田(弘)委員 理財局長、お待たせいたしました。最後に一問だけ。今回の政令による金利の弾力化ですが、金利の決定につきまして、昨年末、大蔵省はいわゆる国債の表面利率の〇・一%以下、郵政省は市場連動金利型、こういうさや当てと言つては失礼ですが、あった。今、審議会に対する御意見もありましたし、あるいは年金等の積み立てについての御意見もありましたから、私は申しませんが、今回そういったものがきつと総括をされて――確かに預託利率が下がるというこ

とはいいことだと思ひます。やはり政府系の金融機関が低くなるのはいい。ところが、余り下げ過ぎますと今の預託の問題が出る。自主運用一兆円あるいは年金は二兆円、こうなっている。政令で決めるということでありまして、その辺の配慮をきちつとしながら、もちろん市場金利に連動させていかなければならぬと思ひますが、そこら辺はどういうふうに決められますか。

それからもう一つは、内需拡大に相当大きな効果があるという御説明でございしますが、そこら辺の判断は、これは大臣にお聞きしましょうかね。

まあ、その二つでいいです。

○窪田政府委員 金利の弾力化につきましては、かねて、一昨年の秋ぐらゐから金利の体系が非常に変動してまいりまして、預託金利も六十年の秋から昨年の春にかけまして三回引き下げて、とうとう法律の下限に突き当たつたわけでございまして、そのところから郵政省及び厚生省とは、この金利の問題をずっと話し合つてまいりました。その話し合ったコンセンサスといひますか考え方の基本が、この改正法でお出ししております「国債の金利その他市場金利を考慮する」という市場金利を考慮するという原則と、片や郵便貯金事業、厚生年金事業のような預託者側の事情に配慮するという、二つの原則を法律で立てさせていただいたわけでもございませう。

一番初めにおっしゃつた、国債の表面利率マイナス幾らということが新聞に報道されたこともございしますが、具体的にそういう案をもとにして金利を決めようとしていたことはないわけで、いろいろな考え方を話し合つていた段階でございします。その後、我々の予想以上に急速に金利が低下してまいりましたので、これをどうするかというのは、この法律を御議決いたしてから関係省と早急に協議をいたしまして決めるということになります。この法律にありますが「国債の金利その他市場金利」を一つの基準として話し合いを始めるということになるかと存じます。現在、財投機関の金利とこの預託金利とがかなり逆

転しておりますので、金利引き下げが非常に渴望されておりました、これを實現すれば内需拡大に相当寄与し得るものと考えております。

○宮澤國務大臣 このたびこの法律をお認めいただきますならば、ただいま局長が申し上げましたように預託者側の立場も十分考慮してまいらなければなりません、同時にこれによりまして、資金運用部の資金が今の低金利時代にふさわしいような形で運用されることとなります。公共事業にいたしましてもあるいは中小企業にいたしましても、地方に対しましてそのような効果はいわゆる内需拡大にプラスになって働くものと期待をいたしております。

○柴田(弘)委員 時間が参りましたので、終わります。

○池田委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 私大蔵大臣に先日のG7の内容について若干お聞き申し上げ、その後法案の方に入りたいと思ひます。

先ほど柴田委員の方からお話がございましたように、今回のG7の会議における成果を政府の方では一応予測した線におさまった、こういう見方をされておられるようですが、我々の感覚からいいますと、今、日本の経済、いろいろな産業の事情を聞いてみますと、百五十二、三円というレベルではとても企業経営なり事業の存続が難しい、こういうふうな意見が非常にたくさんございます。また、昨年に行われましたようなアクションプログラムあるいは新しい円高対策等の実施の状況を見ても、これがそのまま今の経営状態を改善させるような方向には向いていないと思うわけでございます。確かに、ある程度援助という形でございまして、企業努力というものは一年間に一〇%くらいが通常よく頑張つてできる範囲である、それを超えた部分については、確かに切り詰めていかなければいけないけれどもいまだにめどが立たない、こういう事情でございまして、そういういろいろな意見を総合いたしますと、

我々がどう見ても今のレベル、百五十円前後というドルの値段では日本の経済がこのまま存続していくというのにはまさに難しいのではないかと、こういう気持ちを持つておられるわけでございます。そういう意味で改めて大蔵大臣に、G7の評価についてどういふふうにお考えになっておられますか、それから今申し上げましたドルのレベル、これについてお考え、お感じになったことをお答えいただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 それは、一年余りで通貨が五〇%以上も切り上がるというところは、いかに元気のあります日本経済でも簡単に対応できない事態であることは余りにも明白でございします。大きな過ぎましたし、それがまた急にあらわれたということとでございますから、今玉置委員の言われましたこととはそのとおりで、それは容易ならぬこととあり、その事態は今日も変わつていないと考えております。

ただ、私思ひましたことは、そのような円高がとめどなく続くということではこれは対応しようがない、目標を立てようがないと考えられますので、まずこれを安定することができないだろうかと考えましたのが、昨年の九月以来私が努力をいたしてまいりましたゆえんであったわけでございます。このたび、それが多國間の合意になったわけでございます、それは一つの成果であつたと思つておられるのでございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、これで物事が未来永久に固定されるのだというふうにもともとそういう性格のものではございせんので、こういう安定の中から、さらにかねてプラザ合意の目的であつたアメリカの國際收支改善といったようなものが實現されてまいれば、各國間のファンダメンタルズというものは相対的に変わつていくと考えているのではないかと思つておられるのでございます。

○玉置委員 先ほど「カーブ」等の話が出ておりますけれども、円高になつてから輸出総額そのものがまだふえておりますけれども、我々がいろいろな外国の評価を聞いておきますと、日本人のい

ろいろな日ごろの努力、そういうものを顧みないで、むしろ数字だけをとりえた発言が非常に多いように思つておられます。我々がいろいろな業界の方々とお話をしております、これだけ努力して、まさに為替の変化のために大変な損害をこうむる、このこと自体、経済というか先の見通しに對する大変消極的な面も出てまいりますし、日本の国内で非常に心配されておりますいわゆる産業の空洞化、こういうものにもつながつてくる。ですから、先ほど大臣おっしゃつたように、まず安定ということは大変重要なことだと思ひます。逆に言えば、行き過ぎたのだから戻してほしい、こういう言葉もあるわけでございまして、そういう意味で幾らか妥当かというのには非常に難しいと思ひますけれども、少なくとも現段階だと百九十円から百八十円、このくらいにまで戻せば、企業としてそこまですたたら努力すればいいという一つの見通しがつきます。ある年数を経てまた百五十円が、本場に世界各國が日本の評価をしていこうということであればそこまで将来やつていこう、こういう一つの方向が出てくるわけでございします。が、おっしゃるやうに一年間に四〇%という大変大きな変化を受けまして、これをまだまだ追いかけていこうと、こういうふうにお考えをいただいております。

ですから、私たちにすれば、日本の国内事情、いろいろな産業の状況、雇用の状況、これからますます悪化をしていくと思われまふけれども、まさに引つ張つていく機関車になつた日本の経済、やはりここに大変な問題があるわけでございしますから、国内だけで騒がずに、諸外國に對しても国内事情を説明して回る、そういうプロジェクトなりいろいろな機会を通じてぜひやつていただきたい、こういうふうにお考えをいただいております。この問題について、G7でどういふ説明をなさつたのか、また、これから諸外國に對してどういふふうにご説明をなさつていくのか、お聞きをしたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 その点は、やや意外にお思ひに

なられるかもしれませんが、一昨年のプラザ合意以来、我が國は非常な苦勞をしたわけでございます。実は、そのことはかなり後まで諸外國に比較的知られておりません、西ドイツすらが、あのプラザ合意以降のマルクの動き、これは還元の問題もあつたと思うのでございしますけれども、全体的に大変還元されて、経済は好調であるということをはかり後まで言つておりました。しかし、日本にとつてはそうではないのだということを認識してもらふのにかなり時間と努力が要りまして、昨年の九月に、こういう状況は、期待されている日本の成長、内需充実、拡大にマイナスに働いているのだということを、例えばアメリカのペーカード長官に納得してもらふのに実はかなり努力が必要であつた。それは、よその國がそうでなかつたものでございします、いわんや我が國周辺の新興工業國もプラスの方がはるかに大きいものでございしますから、我が國だけがやや例外的につらい立場に立つたということがございしました。

最近では西ドイツも、実はそういうことになつてまいりましたが、そういうことがわかつてしまつてこのたびのような合意になつたと思ひますので、多少時間がかつたわけでございしますけれども、そういう努力をいたしてまいつたつもりでございます。

○玉置委員 今申し上げたように、諸外國に對して今まではなさつてきました。ただ、我々から見ても、まだまだ雇用問題とかのアピールというものが非常に少ないように思つております。まさに造船の問題あるいは今まで非常に機関車になつていた電機、自動車、こういうものが今非常に低迷しているわけであります。場合によつては、潜在失業者を企業内に抱えておる、こういうお話も聞いております。こういうものをアピールしていかないと、單なる輸出入の数字だけでとらえられて、日本はまだふえているじゃないか、黒字幅が拡大したじゃないか、こういう責められ方をしているわけでございしますから、これに對して日本の國情の説明という

ものが今後要ると思うのですが、その辺についていかがですか。

○宮澤国務大臣 我が国の経済については今や各国がかなりよく知っておりまして、製造業で世界に名が通っておりまして、三割も四割も減益を決算で実出したというところは、よく知れ渡ってまいりました。容易ならぬ事態であるということは大分わかっておりまして、それが雇用についても大きな問題になるうとしております。ただ、我が国は、今まで雇用状況が、少なくとも統計的には大変によかったものでございまして、彼らからいいますと、我々が考えておるほどの深刻さを日本経済にまだ考えていないかもしれせんけれども、機会あるごとにそういうことは知らせてまいらなければならぬと思ひます。と同時に、それらにつきまして、政府といたしましても、六十二年の予算ではいろいろ対策を盛っておりまして、できますならばなるべく早く予算を成立させて、執行させていただきたいと念願をいたしております。

○玉置委員 本論に戻りたいと思ひます。

今回の関係の資金運用部資金でございしますが、今お話がありましたように、日本の国内事情を国会の中で議論をしていくということもやはり一つのPRの方法だと思ひます。そういう意味では、予算委員会が開かれなければいけないと思ひますが、売上税という法律が出てきまして、税法の改正がございします。それでなかなかうまくいかない、こういうことでございします。

今の予算の話に関連をいたしますけれども、今回のG7におかれましては、内需拡大という従来からの方向を再び確認してきた、こういうことでございしますが、予算におきましては、公共事業、額でいって私は減ると思うのですが、政府の御見解では事業量は確保する、こういうお話でございします。いろいろ見てまいりますと、従来一般会計で見ておりましたものが財投なりで肩がわりをする、こういう傾向がかなり強く出ておりまして、ある程度景気対策上やむを得ない、こういう

ような気持ちもあるわけでございします。

例えば、内需拡大のためのいわゆる第三セクター活用の民間活力何とか法、こういうのがございします。民活法が実施をされて、いろいろな企業なり地方自治体が参画して事業を行つていく、こういうことでございしますが、第三セクター方式だと資金運用部資金の活用ができない、こういう資金法の規制がございします。そういう意味で、これから民活というものを重要視していくならば、ある程度は長期にわたる事業が計画されておりますけれども、法律改正なりあるいは対応の柔軟化ということをして、やはり政策に合わせた運用というものが必要ではないか、こう思ふわけでございしますが、いかがお考えでございしますようか。

○窪田政府委員 第三セクターには確かに資金運用部から直接お貸しできないわけでございします。が、いわゆる第三セクターと申します中にも、大きいものから小さいもの、実は性格がさまざまでございまして、現在まだこれから発展しようという分野でございします。いろいろなものがございます。地方の小さい第三セクターなどは、資金運用部が直接お貸しするというよりは、開発銀行等の金融機関を通ずるのがやはいいのではないかと。大きい、例えば東京湾横断道路株式会社のようなものに、資金運用部資金を直接お貸しするようにしたかどうかという問題は確かにございしました。しかし、民間活力の活用という点から見れば、民間が民間資金を中心に事業を行うという性格づけをしたい、そこで公的資金依存の印象を避けたいということ、この東京湾の場合は、政府保証債とか開張を通ずるという方向になったわけでございします。したがって、今後またどんなものが出てくるか、いろいろ発展があらうかと思ひますが、御指摘の点は今後の一つの検討課題であると考へております。

○玉置委員 今回の法律改正によりまして、中小企業を中心とした金融は政府系金融機関を通じてやられておりまして、この貸付金利の引き下げに

なるだろう、そういうものがあるために、これだけ難航しております国会の中で優先してこの法案が審議をされる、こういうことでございしますが、一方から見ますと、今の厚生年金なり保険の積立金がございしますが、この運用益がかなり大幅に目減りするだろう、こういう心配がございします。厚生省からも来ていただいておりますが、上限に張りついた金利が今度下げられると思ひますけれども、運用益にどの程度影響していくのか。それから今回、六十二年から年金積立金の一兆円を、自主運用という形でございしますが、方法としては多分資金運用部からの貸し付けになって、その貸し付けている期間を自由に使える、こういうことだと思ひますが、運用益の見込みがどうなっているのか。逆に言えば、この一兆円のメリットというのは穴埋めできるのかどうか、こういうことも聞きたいと思ひます。またどこまで自主運用が可能か。さらに、将来の計画も含めて、足りない分を補つていく方法についてお聞きをいたしたいと思ひます。

○水田政府委員 お答え申し上げます。

年金の財政は、収入と支出があるわけでございしますが、収入面は保険料とそれから積立金の運用収益、この二つになるわけです。私どもは、積立金は利子を稼ぐために預託しているつもりでございまして、今度預託金利が弾力化されることによつてどの程度影響を受けるのか、まず最初の御質問がそういうことでございしますが、これは、今後毎年度新規の運用対象になる預託金が全部影響を受ける、こういうことになるわけでございします。六十二年で申し上げますと、保険料から新規に預託するものが四・四兆、それから、七年度で

お預けしておりますので、それが満期になって再預託される分が五・五兆、これを合計しますと九・九兆。預託金利がどの程度下がるかはまた政府部内で決まっておりますが、仮定の話として仮に一%下るとすれば、六十二年、九・九兆の一%でございしますので九百九十億の減収になる、こういうことになるわけでございします。六十

二年度から向こう七年間の新規の運用預託額の累計は約八十五兆ぐらいになるわけでございしますが、これが仮にずっと一%下がったまま、そういうことになっては大変でございしますが、であると仮定して計算いたしますと、複利計算をしないですり計算して三兆二千億の減収になるというところでございします。

今後の自主運用によつてどの程度その減収が回復できるのか、こういうことでございしますが、六十二年は一兆円と既に決まっておりますので、六十二年は六十三年度から六十八年度まで新規運用額の三分の一自主運用量が確保できたとしますと、六十二年から六十八年度までの累積の運用資金は約二十六兆になるわけでございまして、これが預託金利よりも一%高利に回せたとしますと、そこで稼げる利差は約九千億でございします。一・五%利差稼ぎができたとして一兆三千億ということで、同じ条件のもとで目減りしたものに對する利差による回復割合は、一%の場合は約二八%程度であらうかと思ひます。利差一・五%に回した場合には四割強の目減りの回復ができるのではないかと、こういうふうに見てゐるわけでございします。

○玉置委員 従来は、法定主義ということで運用部資金の金利を決めておりましたけれども、今回お伺いしますと、確かに下がって喜ばれる方もたくさんおられますが、下がって悲しまれる方もたくさんある。言い方をかえれば、今すぐ生きるか将来安定するか、こういう問題だと思ふのです。そういう面から考えていきますと、今までは財投を中心とした金利が主体でございまして、国債にも影響ありますけれども、どちらかというと金融の専門家、こういう方々の金利の感覚で決められてきたかと思ひます。しかし、資金運用審議会が意見を出されるということでもございしますが、今のお話を聞いておきますと、今でもそうだとおもうのですが、年金の積立金等に大変大きな影響が出るわけでございします。まず、その年金の積立金等の金利について、現

○玉置委員　今、窪田局長の方からお話ございましたのは一応御相談しているということですが、我々が受けるのは、どのぐらい下げたいという話か、そして来て、イエスかノーか、こういう感じだと思うのですね。だから本当を言えば運用

○玉置委員　ありがとうございました。

今回、資金運用部資金法の改正に当たりまして、同じくこの後六十二年で、特にこれから金融自由化を迎えて郵政省のいわゆる自主運用というものがあるわけでございます。金利の決め方をどううしていくのか、この辺の問題がかなり出てくると思います。これは理財局だけでなく銀行局との関係もあると思いますし、預託金利とそれからいわゆる預金金利、この辺の関連をどうやって決められていくのか、それについてまず大蔵省、そして郵政省にお伺いしたいと思います。

○窪田政府委員　その点は郵政省とも従来ずっと議論をしてまいりましたが、結局その集約したた

それから、もう一方の預金金利の方でございませうけれども、金利の自由化というのは非常に急ピッチで進んでおりまして、まさに時代の趨勢である、このように考えておるところでございまして、郵便貯金の金利のつけ方につきましても、できるだけ市場の実勢に合ったものをつけていかねばいかぬ、かように考えているところでございします。現在、小口預金の金利自由化ということで、いわゆるMMCという、ある市場の指標に連動させる、こういう預金の創設につきまして具体的な検討に入っております、いろいろ大蔵省とも協議をしておるといふことで、できるだけ早く

今回のG5あるいはG7では、これ以上の円高・ドル安に歯止めをかけて為替を安定したというように言われておりますけれども、一ドル百五

十四で安定というのは高値安定ではないでしょう。か。

最近の新聞を見ますと、例えば二十四日の朝日新聞には通産省首脳が、「為替レートを最近の水準の周辺に安定させるとしているが、一ドル一五〇円あたりというところから問題がある」ということで、私も必ずしも同意できませんが、一ドル百六十から百七十程度程度の安定が望ましいという考えを明らかにしたと報道されております。あるいは関西経済連合会会長の日向方齊氏でさえ、産業界の多くは現状の円レートでは国際競争力を維持することが難しいという意味のことを述べております。

ですから、百五十円あるいは百五十円台で安定するということは、これは相当競争力のある大企業だけでなく、中小企業に至っては二百円から二百二十円ということをおおむね望んでおられるというのが調査の結果出ておりますし、一九八五年の労働省調査による消費購買力平価では二百三十一円、あるいはまた一九八六年の先月出ましたOECDで、あるいはまた購買力平価は大体二百二十三円で、一九八六年の日本の為替レート平均百六十九円から見ても、先進国の中で一番過大評価されておるといふように言っております。

そういう点について、私も、国民経済に決している影響を与えない高値安定ではなからうかというように思いますが、いかがでしょうか。

○宮澤内閣大臣 これは以前にも正務委員に御説明を申し上げたことがございますが、昨年の九月以来私がやってまいりましたことは、いわゆるプラザ合意によってドルを非常に下げた、これは人為的に下げたわけでございますが、その結果として我が国のように非常に短期間に円が上がり、それが我が国の経済に大変な影響を与えておる。しかもそれがいつまで続くのか、そこがわからぬという状況が、高くなったということも困るわけですが、どこまで進むのかわからないというところの方がさらに企業の対応を困難にするわけでございますから、ともかくそこらあた

りでもうこのプラザ以来のドルを下げる人為的な努力というものは終わる、いわゆるファンダメンタルズがこの辺で形成されて市場に任せてもいいという、そういう合意を日米間で昨年の十月に取りつたわけでございますが、このたびもそういう考え方に立っております。

したがって、こういう状況であれば、この「当面の水準の周辺に安定させる」ために努力をしようとしておりますので、その後各国の経済のファンダメンタルズが変つてまいりますと、それはまたそういう形で市場に反映されていく。したがって、このたびの努力はこの際における安定の努力であつて、ここで為替相場を未来永劫固定させよう、こういう意味ではないということでございます。

○正務委員 それは共同声明の第十項でよくあらわれておりまして、この第十項を注意深く見ますと、「ファンダメンタルズに『概ね合致した範囲内』という現状認識とか、『レートのこれ以上の顕著な変化』とか、あるいは『当面の水準の周辺に安定』というように、決して固定的に見ていないわけですね。

一方、報道等によりまして、このことは為替に変動幅を設ける、その幅が百五十円上下一〇%、あるいはそれはある程度認められたのか、あるいは百五十円を基準にしてさらに一定の範囲内で円高になることすら、それがファンダメンタルズの反映であるということと暗黙に許容したのではないかと、日本の産業界にとって非常にゆゆしい問題だと思ひますが、その辺の御感触をお聞かせ願えればありがたいと思ひます。

○宮澤内閣大臣 この点はここに書いてあることがすべてでございますが、つまり、「当面の水準の周辺」というものでござりますので、安定を図ろう、それはお互いでございますので、我が国だけのことを言っているわけではございません。

お互いの関係、円、ドル、マルクその他でございますが、当面の努力をいたしまして、少なくともその多角的な関係をこの辺の水準の周辺で安定させよう、それが合意のすべてでございます。いわばそれがどの辺の幅である、何円何円といううなことは、これは市場安定のために、そういうことを具体的に申したり決したりすることはむしろ逆効果であらうというふうに、関係者はみんな考えておるわけでございます。

それは、しかし「当面の水準の周辺」でございまして、時間がたつてまいりますと、ファンダメンタルズが相対的に変わればその水準というものは自然に市場に、つまり、ここに書いてあります「顕著な変化」であるとか何とかといううな形でなく、自然に市場に時間をかけて反映されていくということとは十分に考えられることと思ひます。

○正務委員 次に私が非常に関心をもちましたのは共同声明の第八項、時間の関係で要約いたしますが、「かなりの新興工業国が世界貿易においてますます重要な役割を果たしている点に留意した。」中略「最近においては、貿易黒字が累積している国もあり、中略『それゆえに、大臣及び閣僚は、新興工業国が、貿易障壁を削減し、自由貿易が基礎的な経済諸条件をより一層反映できるように政策をとることにより、』云々という文言がござります。

例えば、我が国の場合は対米貿易も非常に比重が多々ございますが、同時にアジア諸国との貿易量が非常に多々ございます。ところが、香港はもう典型的でございますが、韓国も台湾も事実上管理通貨的ドルに合せて動いておりまして、我が国はドルに対して円高といひますが、それと同じことをウォンとか元とかいふのに対して持っておりますという状況です。

一方、西ドイツなんかはどうかと見ますと、これは貿易量がヨーロッパ、EC相互間が約五〇%ぐらい占めておりまして、対米貿易はむしろ多々ございますが、ヨーロッパ関係が多い。ところが、

が、そのヨーロッパの通貨は、おおむねマルクと同じようにドルに対して変わつていくということですから、ヨーロッパ関係では貿易上そう悪い影響はないですね。

これは、我が国にとっては非常に大きな問題で、そのために韓国、台湾などは猛烈な貿易黒字を出しておりますし、我が国も非常に大きな影響を受け、ある意味では、部品などを調達のために企業がそういうNICSに出いかざるを得ないということ、我が国の失業問題といううなことも重大な影響があります。

この共同声明八項を見ますと、最近アメリカでは、韓国、台湾等の通貨の状況をそのまま放置できないということと議員立法の動きがあったり、あるいはその他の報道によれば、政府みずからが韓国政府等との話し合いを呼びかけたとかいううな報道が出ております。そこで、我が国政府として、あるいは日銀にもお願いをしておりますが、これらのアジアにおける発展途上国の通貨と日本の円との関係についてどういう御認識なのか、あるいはアメリカが行おうとしているのに似たような何らかの対応も考えておられるのか、率直に伺ひたいと思ひます。

○宮澤内閣大臣 ただいまおっしゃいましたような事情が確かにござります。その点についての我々のいわば関心をここに表明したわけでございますけれども、我が国につきまして、私は、これらの国あるいは地域に対して、その通貨について云々をするといううなことはいたしたくないというふうに考えております。

それは、少し時間をかけてでございますが、やはりこういう周辺の国あるいは地域と我が国との間で、産業の交流と申しますか、そういうことがあるのは好ましいことであると考慮しております。ただ、余りにそれが急激に起こりまして困難をしておりますけれども、それは長い目で見れば、これらの国、地域に対してはいいことであらう、この地域全体としていいことであらうと私は思ひますので、我が国としてその点についての特定の

ただ、もう一つの問題、つまり、それらの国々もかなり世界貿易の中で大きな力を持ち、シェアを占めるようになりましたから、そういう意味では、自由貿易のルールというものにはひとつなじんでもらいたい、それには協力をしてくれないか、この点は我が国としても申してもよろしいことである、私はこう思っております。

新興工業途上国に対する私どもの考え方はまさに今大蔵大臣御答弁のとおりで、特につけ加えるようなことはないわけでございます。この共同声明にも、こうした国々が「貿易障壁を削減し、自由通貨が基礎的な経済諸条件をより一層反映でるような政策をとる」ことにより、開かれた世界貿易体制を守るため」云々、こういうことでございまして、ごういった国に対する要請というふうにとどまっておるわけでございまして、私どもが何れかすべきというふうに当面考えているわけではございません。

○正森委員 それでは、時間の関係で法案の問題に入らせていただきたいと思います。

現在の預託金利といいますか、財投金利が実情に合わなくなっているという点では、私どもも同様に考えております。例えば、理財局長のお答えになることもかもしれません、現在資金運用部資金で、昨年も四兆円でしたか、ことしも四兆円国債を買う予定になっております。そうすると、その預託金利が六・〇五％だ、国債は五％であるということになれば、率直に言えば、資金運用部資金が一般会計に一分補助金を出しておる。それは、四兆円なら四百億円になるのですが、それとは、論理は同じことになるのですね。高いお金で安い国債を買って、そして一般会計を助けておるといふ格好になります。

あるいは、同僚議員が既に質問されましたけれども、国民金融公庫その他政策金融がプライムレートよりも高いところにとまっておる。プライム

しかしながら、そうだというわけで今まで金利を法定しておいたのを一挙に政令にゆだねてしまふというのは、そこまでの必要性があるかどうか。例えば法律を変えて、今七年以上が六分ということになっておりますが、これを五分であるとかあるいはその周辺に法定しまして、それから現在でも附則でその上に特利を付することができるということになっておりますので、この附則の中に、現在の法律の改正条項に出ております国債の金利とか市場の動向とか預託者の利益とか、そういうのを勘案して政令なりなんなりで特利を決めることができるというようにしても、政策的には

一向に差し支えがないことであって、それを一挙に法定制を廃止してしまつて、全部政令で政府がやりたいようにやるというのは、国会に対する軽視ではないかというのが私どもの率直な印象であります。なぜそういう改正をせずに、一挙に政令にゆだねるということにしたのですか。

○窪田政府委員　今おっしゃったようなやり方もあろうかと思ひます。例えば、下限を大幅に引き下げるとか特利で調整するとかというやり方もあろうかと思ひます。しかし、仮にそういたしますと、金利の自由化時代でございますから、下限は相当低いところまで下げざるを得ない。もしそのの方法をとりますと、そんなところまで下げるのかということ、具体的に言ってもどうかと思ひますが、例えば年金の關係の方はそれはとてもいかにぬとおっしゃいますでしようし、特利のやり方は何と申ししましても、現行法でも「当分の間」とありますように変則でございます。そこで、私も一昨年ぐらいから、この問題については關係省

○正森委員　それは私ども法案を読みまして、その御苦心のほどはわかっておりますし、また大蔵省からそういう説明も受けております。しかしそうだとしても、それでは政令に任せておれば国民年金や厚生年金の預託者が安心するかといえば、逆に何らの制限がないんだから四分どころか三分、二分、一分、どこまで下がるかわからぬというような不安もあるんですね。ですから、当面の金利状況ではこれはこまでである、なお一層世界の金利動向が下がれば、そのときには国会で審議をしていただいてそれで下げる場合もあり得るというのが、私はこういう大事な国民の金を預かっている資金運用部としてはあるべき姿ではないか。

それで、附則でございましてなんて言うけれども、
も、「当分の間」と書いてあると言うけれども、
その「当分の間」が私の記憶に誤りがなければ、
昭和三十六年ころから当分の間でやっているのでは
ないですか。そうしたら、二年や三年でなしに

もう既に二十六年たっているのです。だから、それが非常に短い時間の不安定なものだということと、は言えないと思うんですね。もちろん、法案としてお出しになったのですから、御自分の態度が正しいということと本日採決までいかれるのだからうと思ひますけれども、私どもの率直な考えを述べさせていただくとするれば、大蔵大臣、私は、一挙に政令委任事項とするのでなしに、私が申し上げましたような方法をとることによつても現在の金利動向に対応できるし、それが国会や、あるいはお金を預けておる方のお気持ち、利益にも合致するということに思うのですが、いかがですか。

○正義委員　法律を見ますと、例えば資金運用部資金法では第一条に法律の目的が書いてあります。いろいろな言われておるのでは主に三つあります。第一が統合管理、それから第二番目が確実かつ有利な方法での運用、第三番目が公共の利益の増進に寄与、大抵の本を見ますと、この三つが主な目的であるというように言われております。それからまた、俗に長期運用法と言われている法律の第一条、「趣旨」を見ますと、「長期の運用が国民経済の中で果たす資源配分の機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資する」というように書かれております。

今ここで読んでおりますのは、「図説 財政投融資」昭和六十一年度版で、大蔵省の理財局の資金第一課長、第二課長あるいは地方資金課長が執筆したものであります。この本を見ましても、例えば二百三ページを見ますと、「財投は、一般会計と計と目的、機能の点で種々異なるが、一般会計と密接な関連を持ちつつ、一体となつていけば第二の予算としての財政機能を果たしており、云々と書いてあります。つまり、資金運用部資金は第二の予算としての機能を果たすることが期待されているというのが、大蔵省の公的考えだろうと思うのです。

ところが、今度の改正を見ますと、資金運用部資金の十分の一という限度ではあるものの、外債等に運用できるということになっているのです。そうしますと、確実かつ有利、こう言うけれども、為替がこれだけ変動して、生命保険会社の首

脳部が、こんなに為替が急に動くようでは対米投資は控えなければならぬ、こう言つて、今でもアメリカの国債を買う場合には、元本を回収するときの危険に備えてヘッジ売りをしておるのです。それが逆にドル安・円高を促進する面もあるというように経済関係の本を見ると言われているのです。それから、第二の予算だというように言われるとすれば、アメリカが軍備拡大などで二千億ドルも出したアメリカの赤字を、なぜ我々が、零細な預金者や国民年金の掛金者がファイナンスしなければならぬかという問題が起つてくるのです。

だから、こういう外債等への運用という規定は、そもそも資金運用部資金のあり方や今までの考え方自体に反するのではないですか。しかも、今は金利がどんどん下がつて、民間の資金がどんどん外国へ流れて、アメリカの赤字の約半分近くは日本の余裕資金がファイナンスしておるというように言われているときに、なぜ資金運用部資金がそこまで手を伸ばして介入しなければならぬのかというのは非常に疑問だと思つたのです。これは財政のあり方の根本にかかわる問題であつて、我々は軽視することができないというように思いますが、いかがですか。

○鹽田政府委員 外国債への運用は、確かに御指摘のような問題はございますが、私どもは、これはやはり今お読み上げた資金運用部資金法一条の原則に反しないように運用しなければならぬと思つております。かねがね日本の金融市場、ひいては公的資金は外国から非常に関心を持たれておまして、例えば世界銀行債とかそういうものを日本の公的資金で引き受けられないかという内々のサウンドはいろいろございました。したがうまゝ、私も、そういう国際協力的な面での公的資金を活用できる場合にやうしていただこう、しかもリスクは確かにございますので、そここの問題に十分慎重に対応しつたりしたいと思つております。

○正森委員 我が国は一般会計でも、経済協力あ

るいは世界銀行などへの出資等もございますけれども、その場合には、大蔵でどれだけのものを出資するとかいうことが条約あるいは国内法ということになつて初めて出るのです。

ところが、今度の法案の改正を見ますと、十分の一以内という限度ではあつても、資金運用部資金の総額は、この一月末現在で百七十九兆六千億ですね。そうしますと法文上は、その十分の一という膨大な額であります。それが外債等に運用できる。しかも、短期資金の場合には全く自由に運用できるといふことになれば、これはゆゆしい問題であつて、政府内部で意思統一するからというやうなことにとどまらないのです。そのもととの金は零細な国民の預金であり、各国民の年金、保険料その他です。だから、それをそこまで拡大することが公共の利益であり、確実かつ有利な運用であり、ましてや第二の予算と言われる我が国の資金配分の中に入つていふのであろうかという問題は依然として重大な問題だ。これは二、三十年前と、国際関係が決まつただけでは済まない問題であるというように思ふのです。

大臣も御参考にと思ひますが、新聞を読んでお見ますと、日銀のOBなどが非常に心配をして意見を言つておるのです。こう言つておられます。「今の日本経済はあらゆる意味で米國依存にのめり込み過ぎた。円高ドル安攻勢にほんろうされての利下げは、日本に自立性がなくなつていくことを金融面が象徴的にみせたにすぎない」というのが、日銀幹部OBのお話として新聞に載つてゐるのです。そういう中で、私は、第二の予算と言われるものまでこういうように運用されるということには、重大な問題点があるのじゃないかというところを指摘しておきまして、時間でございますので、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○池田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○池田委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○池田委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、中村正三郎君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。野口幸一君。

○野口委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して案文を朗読いたします。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 国民年金・厚生年金積立金の財源の強化のための事業については、その充実に努めること。

一 資金運用審議会の運営に当たつては、年金掛金の拠出者の意見が反映されるよう配慮すること。

以上でございます。

何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○池田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○宮澤國務大臣 ただいま資金運用部資金法の一部を改正する法律案につき御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして十分配慮をいたしてまいります。

○池田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○池田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、今日は、これにて散会いたします。

午後八時二十六分散会

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の

一部を次のように改正する。

第四条第一項中「本条中」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 資金運用部預託金には、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、郵便貯金事業の健全な経営の確保、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政の安定並びに積立金その他の資金を資金運用部に預託するその他の事業等の健全

かつ適正な運営の確保に配慮して、約定期間に応じ、政令で定める利率により利子を付する。

4 第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額に対しては、その金額の預託されていた期間が一月未満のときは利子を付さず、当該期間が一月以上のときは、前項の規定にかかわらず、当該資金運用部預託金の預託されていた期間、同項の利率その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、同項の利率より低い利率により利子を付する。

第四項第六項を同条第七項とし、同条第五項中「払いもどしをした日の外を」を「払戻しをした日のほか」に、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、前二項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、資金運用審議会の意見を聴かなければならない。

第七條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号、第四号、第六号及び第八号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第九号中「本条中」をこの条において「に改め、同項第十一号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 外国政府、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券（次項において「外国債」という。）

第七條第二項中「金融債」の下に「又は外国債」を加え、「三分の一」を「それぞれ三分の一又は十分の一」に、「これを超えて」に改める。

第八條中「適正にするため」を「適正にし、あわせて資金運用部預託金に付する利子の利率の決定に資するため」に改める。

第九條第一項中「重要事項」の下に「並びに資金運用部預託金に付する利子に関する事項」を加え、同条第二項中「資金運用部資金の運用」の下に「及び資金運用部預託金に付する利子」を加える。

附則第十三項から第二十項までを削り、附則第十二項を附則第十四項とし、附則第十一項の次に次の二項を加える。

12 簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第八條の規定により資金運用部に預託された資金（簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二十号）第三條第七項の規定による預託金となつたものを含み、約定期間が一年未満のものを除く。）に対しては、第四條第三項及び第四項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同条第三項の利率（同条第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額については、同条第四項の利率）を超える利率により利子を付することができ

る。

13 第四條第五項の規定は前項の政令の制定又は改正の立案について、同条第六項の規定は前項の規定により付する利子について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の資金運用部資金法（以下「新法」という。）の規定（第七條第一項第十二号及び第二項の規定を除く。）は、新法第四條第三項及び第四項並びに附則第十二項の規定に基づき政令の施行の日以後に預託する資金運用部預託金に付する利子について適用し、同日の前日までに預託された資金運用部預託金に付する利子については、なお従前の例による。

3 資金運用部資金法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項から第九項までを削る。

理 由

最近における経済金融環境の変化に対応して、資金運用部預託金の預託利率について、その法定制を改め、これを政令に委任するとともに、資金運用部資金の運用対象を外国債に拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年三月四日印刷

昭和六十二年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局